

2018 年日本政府年次報告

「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第 144 号）」

（2015 年 6 月 1 日～2018 年 5 月 31 日）

1. I について

前回までの報告に追記すべき事項はない。

2. II について [第 1 条] ～ [第 4 条]

前回までの報告に追記すべき事項はない。

[第 5 条]

各事項について、以下のとおり追加する。

(a) について

第 105 回及び第 106 回国際労働総会（ILO 総会）の議題「平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事」については、ILO 懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により、協議を行った。書面協議の結果については、別添 1～3 のとおり。第 106 回 ILO 総会の際に、使用者団体から意見は提出されなかった。

(b) について

第 104 回 ILO 総会で採択された、非公式な経済から公式な経済への移行に関する勧告に係る権限ある機関への提出については、ILO 懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により、協議を行った。使用者団体及び労働者団体から意見は提出されなかった。

(c) について

2016 年 4 月に開催した ILO 懇談会において、対象条約の選定について労使代表の合意を得た上で、ILO 第 111 号条約及び第 183 号条約について協議を行った。

2017 年 3 月に開催した ILO 懇談会において、対象条約の選定について労使代表の合意を得た上で、ILO 第 111 号条約及び第 175 号条約について協議を行った。

(d) について

(1) 2015 年政府報告書について

2015 年の政府報告書（第 29 号、第 45 号、第 88 号、第 115 号、第 119 号、第 120 号、第 138 号、第 139 号、第 144 号、第 159 号、第 162 号、第 181 号、第 182 号及び第 187 号条約）の作成については、同年 9 月開催の ILO 懇談会の前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、ILO 懇談会の場において協議を行った。

2015 年の政府報告書（2006 年の海上の労働に関する条約、ILO 第 115 号、第 119 号、第 138 号、第 144 号、第 162 号、第 181 号、第 182 号及び第 187 号条約）の作成については、2015 年 8 月 26 日開催の ILO 海事協議会の場において協議を行った。

(2) 2016 年政府報告書について

2016 年の政府報告書（第 100 号、第 122 号、第 131 号、第 156 号及び第 181 号条約）の作成については、同年 9 月開催の ILO 懇談会の前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、ILO 懇談会の場において協議を行った。

2016 年の政府報告書（ILO 第 100 号、第 131 号、第 156 号及び第 181 号条約）の作成については、2016 年 8 月 22 日開催の ILO 海事協議会の場において協議を行った。

(3) 2017 年政府報告書について

2017 年の政府報告書（第 19 号、第 27 号、第 81 号、第 87 号、第 98 号、第 102 号、第 115 号、第 121 号及び第 159 号条約）の作成については、同年 8 月開催の ILO 懇談会の前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、ILO 懇談会の場において協議を行った。

[第 6 条]

今次報告期間に開催された ILO 懇談会及び ILO 海事協議会の議事要旨については、別添 4～10 を参照されたい。

【2015 年条約勧告適用専門家委員会からのダイレトリクエストについて】

○ 労使団体との協議に関して、政府が改善するために取った措置について

2017 年 3 月に、労働者団体より、ILO 懇談会の公開、開催回数の増加及び議事録の公表についての要望があった（別添 7 参照）。

これに対して、政府としては、使用者団体の意見を聴取した上で、以下のことを労使団体に説明し、了解を得たところである。

- ・ ILO 懇談会を公開とすると、政労使の闊達な意見の妨げとなる恐れがあること。
- ・ ILO 懇談会の開催回数の増加については、会合を意義あるものとするには十分な準備が必要であること。また、春の ILO 懇談会と秋の ILO 懇談会との間に ILO 総会や ILO 理事会等への対応も必要であることから、年 2 回が一番適切ではないかと考えること。
- ・ 議事録の公表については、率直な議論が行えなくなるおそれがあることから、議事録の公表は困難である。ただし、これまで以上に議事要旨の内容を充実させることとしたいこと。

また、未批准条約の協議については、労使団体の希望を聞き、協議する条約を決定している。

さらに、協議対象条約については、関係省庁と協力し、批准にあたっての課題を真摯に検討している。

これらにより、効果的な協議となるよう努めている。

3. IIIについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

4. IVについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

5. Vについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

6. VIについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

1944年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第71号）の改正に関する質問票に対する回答およびコメント

2015年9月18日

日本労働組合総連合会

全般的なコメント

連合は、ILOが第320回ILO理事会の決定を経て、第71号勧告の改正を2016-17年の総会議題として採用したことを強く支持する。今、世界は、民族対立、宗教対立などに起因する紛争やテロ、さらには、地球温暖化の影響による水害リスクの増大や地震・津波といった自然災害の多発など、第71号勧告採択時には想定し得なかった事態に直面している。今回、第71号勧告が、戦時からの過渡期という狭い範囲に焦点を合わせたものから、現下の情勢を踏まえ、様々な危機に対応できる基準へと改正されることは、歓迎すべきものである。

近年、危機の影響を最小限に食い止め再発を防止するためには、「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」を実現し、レジリエントな（強靱な、回復力のある）社会を構築する必要があるとの認識が醸成されつつある。社会のレジリエンスを高め、持続可能なものとしていくためには、社会の構成員たる人々誰もが年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、公正かつ良好な労働条件のもとで安心して働き続けることのできる仕組みが不可欠である。すなわち、復興・再生の取り組みの中心には常に「質の高い雇用の創出・維持」が据えられていなければならない。ILOのディーセント・ワーク・アジェンダの着実な実行が求められている。

勧告改正の議論にあたっては、下記質問項目1～38の内容に加え、これらの観点が十分に考慮されなければならない。また、第15回ILOアジア太平洋地域会議（2011年12月、京都）にて採択された「自然災害に対応するための雇用政策に係る教訓」や、第3回国連防災世界会議（2015年3月、仙台）にて採択された「仙台防災枠組2015-2030」など関連の重要文書についても十分踏まえるべきである。

連合は、2011年3月の東日本大震災を経験した日本の労働者、さらに、大規模自然災害が頻発しているアジア太平洋地域の労働者の代表として、改正される勧告が、加盟各国が今後起こりうる様々な危機に際し、効果的に対応できる重要な政策指針となることを強く期待する。

文書の形態

質問 1

回答： はい

前文

質問 2

(a)

回答： はい

(b)

回答： はい

(c)

回答：はい

(d)

回答：はい

(e)

回答：はい

(f)

回答：はい

(g)

回答：はい

(h)

回答：はい

質問3

回答：はい

コメント：紛争・災害などの影響を最も受けやすい、弱い立場にある人々（女性、若者、障がい者、高齢者など）や中小企業、インフォーマル経済に従事する労働者などへの対策の必要性についても言及すべきである。

I. 目的と範囲

質問4

回答：はい

質問5

回答：はい

質問6

回答：はい

質問7

回答：はい

II. 一般原則

質問8

回答：はい

質問9

回答：はい

質問10

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

(d)

回答: はい

質問 1 1

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

(d)

回答: はい

(e)

回答: はい

(f)

回答: はい

(g)

回答: はい

質問 1 2

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

(d)

回答：はい

(e)

回答：はい

(f)

回答：はい

(g)

回答：はい

(h)

回答：はい

III. 復旧と回復力のための雇用創出

質問 1 3

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

(c)

回答：はい

(d)

回答：はい

(e)

回答：はい

(f)

回答：はい

(g)

回答：はい

(h)

回答：はい

質問 1 4

回答：はい

質問 15

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

質問 16

回答: はい

IV. 教育、職業訓練およびガイダンス

質問 17

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

(d)

回答: はい

(f)

回答: はい

(g)

回答: はい

(h)

回答: はい

(i)

回答: はい

(j)

回答: はい

(k)

回答: はい

(l)

回答: はい

V. 社会的保護

質問 18

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

(d)

回答: はい

質問 19

回答: はい

VI. 社会対話

質問 20

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

質問 21

(a)

回答: はい

(b)

回答: はい

(c)

回答: はい

(d)

回答: はい

VII. 労働法、労働行政および労働市場情報

質問 22

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

(c)

回答：はい

質問 2 3

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

(c)

回答：はい

VIII. 権利、平等および非差別

質問 2 4

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

(c)

回答：はい

(d)

回答：はい

(e)

回答：はい

(f)

回答：はい

質問 2 5

回答：はい

質問 2 6

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

質問 2 7

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

(c)

回答：はい

(d)

回答：はい

(e)

回答：はい

質問 2 8

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

質問 2 9

回答：はい

IX. 国内避難民、難民、帰還民

質問 3 0

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

質問 3 1

回答：はい

X. 防止、緩和および備え

質問 3 2

(a)

回答：はい

(b)

回答：はい

(c)

回答：はい

(d)

回答：はい

(e)

回答：はい

XI. 国際協力

質問 3 3

回答：はい

質問 3 4

回答：はい

質問 3 5

回答：はい

質問 3 6

回答：はい

質問 3 7

回答：はい

XII. その他の問題

質問 3 8

回答：はい

コメント：質問 3 のコメントを参照。

以 上

Questionnaire

At its 320th Session in March 2014, the ILO Governing Body decided to place a standard-setting item (double discussion) on the agenda of the 105th Session (June 2016) of the International Labour Conference on decent work for peace, security and disaster resilience: Revision of the Employment (Transition from War to Peace) Recommendation, 1944 (No. 71), with a view to the elaboration of a Recommendation.

Recommendation No. 71, adopted at the end of the Second World War as the conflict was approaching, provided a visionary perspective, identifying a range of employment measures that member States should take in order to facilitate the transition from war to peace. The nature of conflicts, their contexts and responses to post-conflict recovery have evolved significantly since. Over the last few decades, the international system, with the active participation of the ILO, has developed new ways to tackle the growing frequency and diverse aspects of crises, including of those caused by disasters. While employment-based recovery remains the cornerstone of the ILO approach to crisis response, a broader set of decent work issues and institution-building have completed this approach.

In the light of the above, it was decided that it was necessary to adopt an international labour standard in the form of a Recommendation on this subject in order to reflect the increased attention to the matter at the crossroads of developmental, humanitarian and peacebuilding initiatives, at the national and international levels. It was deemed necessary through this new instrument to revise and update the guidance provided by Recommendation No. 71 and to focus the action of the ILO and of its constituents on how to deal with crisis situations caused by conflict or disaster.

The purpose of this questionnaire is to request the views of member States on the scope and content of the proposed instrument. As set out in article 39(1) of the Standing Orders of the Conference, governments are requested to consult the most representative organizations of employers and workers before finalizing their replies, which should reflect the results of that consultation, and to indicate which organizations have been so consulted. Such consultations are mandatory in the case of Members that have ratified the Tripartite Consultation (International Labour Standards) Convention, 1976 (No. 144).

Due to the broad scope of the subject, it would be advisable for governments to consult all relevant ministries and institutions dealing with recovery from crises caused by conflict or disaster,¹ such as ministries and other authorities responsible for social affairs, health, education, justice, gender, youth, environment, public works, finance and planning, for the preparation of the replies.

In drafting the questionnaire, account was taken of information available to the ILO from its work, particularly in the areas of crisis and disaster responses and related matters, and of the experience it has acquired. It also takes account of the ILO's work

¹ For a description of conflicts and disasters, see box 1.

with other international organizations dealing with these questions. In addition, references are made to a number of ILO instruments that deal with aspects of these situations.

In accordance with article 39(3) of the Standing Orders of the Conference, the Office will prepare a report on the basis of the replies received, indicating the principal questions that require consideration by the Conference. This report shall be communicated to the governments as soon as possible and every effort shall be made to ensure that the report reaches them not less than four months before the opening of the 105th Session (2016) of the Conference. In order to be taken into account by the Office in its analysis of replies, completed questionnaires must be received no later than 25 September 2015. In accordance with established practice, the most representative organizations of employers and workers may send their replies directly to the Office.

The report and the questionnaire are available on the ILO website at the following URL: www.ilo.org/ilc/ILCSessions/105/reports/reports-to-the-conference/lang--en/index.htm. Respondents are encouraged, where possible, to complete the questionnaire in electronic format and to submit their replies electronically to the following email address: RevisionR71@ilo.org.

Form of the instrument

1. *Should the International Labour Conference adopt a Recommendation concerning employment and decent work for peace and resilience that revises and replaces the Employment (Transition from War to Peace) Recommendation, 1944 (No. 71)?*

Yes No

Comments:

However, there is an essential difference between a recovery from war and a recover from disaster. We are wondering if the ILO can include the both topics in the only one Recommendation. It is appropriate to make another Recommendation regarding a recovery from disaster. If the ILO include the both conflict and disaster, the ILO should revise the Recommendation, at least considering fully the difference between a recovery from conflict and a recovery from disaster.

Preamble

2. *Should the Preamble of the Recommendation refer to:*
 - (a) *the principle in the ILO Constitution that universal and lasting peace can be established only if it is based upon social justice?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after finishing the discussion on the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(b) *the need for full, productive, freely chosen and decent employment as a means of preventing crises, enabling recovery and building resilience?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(c) *the need to develop and strengthen measures of social protection as a means of preventing crises, enabling recovery and building resilience?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(d) *the need to ensure respect for labour standards, including fundamental principles and rights at work, other human rights and the rule of law?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(e) *the importance of developing adequate responses to crisis situations through social dialogue, taking into account the role of employers' and workers' organizations?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(f) *the importance of re-establishing an enabling environment for sustainable enterprises to stimulate economic recovery and development?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(g) *the value of cooperation and partnerships among international organizations to ensure joint and coordinated efforts for preventing crises, enabling recovery and building resilience?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

(h) *ILO and other international instruments that are relevant to employment and decent work as a means for preventing crises, promoting recovery and building resilience?*

Yes No

Comments:

However, the Preamble should be discussed at the end after the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

3. *Should other considerations be included in the Preamble?*

Yes No

Comments:

It is crucial to allow the Governments to easen the existing regulations and introduce the special measures because it is impossible to comply with laws strictly in the chaos after conflict or disaster.

I. Purpose and scope

4. *Should the Recommendation expand the purpose and scope of the Employment (Transition from War to Peace) Recommendation, 1944 (No. 71), which focused on the role of employment in the transition from war to peace, to provide broader guidance on employment and decent work in prevention, recovery and resilience*

with respect to crisis situations arising from conflicts and disasters that destabilize societies and economies?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

5. *Should the Recommendation provide that for the purposes of this instrument the term "conflict" should be understood as including international and non-international armed conflicts, as well as other situations of violence that destabilize societies and economies?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

6. *Should the Recommendation provide that for the purposes of this instrument the term "disaster" should be understood as including serious disruptions of the functioning of a community or a society, involving widespread human, material, economic or environmental losses or impact, arising from natural or man-made causes, including technological and biological phenomena?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

7. *Should the Recommendation apply to all crisis situations arising from conflict and disaster that destabilize societies and economies and to all workers and sectors of the economy affected by such situations, and provide for employment and decent work measures for prevention, recovery and resilience?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

II. General principles

8. *Should the Recommendation provide that full, productive, freely chosen and decent employment is indispensable for promoting peace, preventing crises, enabling recovery and building resilience?*

Yes No

Comments:

Replace "indispensable" by "targeted". It is practically difficult to provide full, productive, freely chosen and decent employment during the chaos after war and disaster, and this kind of employment should be gradually provided.

9. *Should the Recommendation provide that in taking measures to prevent crises, enable recovery and build resilience, Members should take into account the relevant international labour standards and respect, promote and realize the fundamental principles and rights at work?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

10. *Should the Recommendation provide that the objectives of post-conflict and post-disaster response should include, as appropriate, taking into account the particular vulnerability of certain groups of the population:*

(a) *stabilizing livelihood and income generation, and providing social protection and emergency employment?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(b) *promoting local economic recovery for employment opportunities and reintegration?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

- (c) *promoting sustainable employment creation, social protection systems and decent work?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

- (d) *building or restoring labour market institutions and social dialogue?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

11. *Should the Recommendation provide that measures to be taken in the immediate aftermath of a conflict or disaster should include:*

- (a) *an urgent response to satisfy basic needs and provide care for the population, taking into account the particular vulnerability of certain groups of the population?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

- (b) *emergency assistance, to the extent possible by national authorities, supported by the international community, engaging civil society and community organizations?*

Yes No

Comments:

However, it is better to replace "national" by "public" because local authorities should be included.

- (c) *close coordination between humanitarian relief efforts and the promotion of employment and decent work?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(d) a coordinated needs assessment to be carried out as quickly as possible?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(e) a guarantee of decent working conditions for workers engaged in rescue and rehabilitation activities, including the provision of personal protective equipment and medical assistance?

Yes No

Comments:

Taking into account the national context

(f) crisis response programmes that avoid harmful spillover effects on individuals, communities, the environment and the economy?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(g) the re-establishment of organs of government, the reintegration into employment of civil servants, and the re-establishment of employers' and workers' organizations and other civil society organizations, whenever necessary?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

12. *Should the Recommendation provide that Members should adopt coherent and comprehensive strategies for preventing crises, enabling recovery and building resilience that include:*

(a) employment-intensive investment programmes and other active labour market programmes and employment services for stabilization and recovery?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(b) *employment impact assessment of all national recovery programmes in order to prioritize those that facilitate rapid attainment of full, productive, freely chosen and decent employment?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(c) *measures to support the employment and social protection of those in the informal economy and to encourage the transition to the formal economy, in a manner consistent with the Recommendation expected to be adopted on this subject in 2015?*

Yes No

Comments:

However, they should take into account national context.

(d) *the creation at the national level of an economic, social and legal framework to encourage lasting and sustainable peace and development, with respect for rights at work?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(e) *special measures to combat discrimination, prejudice and hatred on the basis of ethnicity, religion or other grounds, and to promote national reconciliation?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(f) *urgent measures for the social and economic reinsertion and reintegration of persons who had taken an active part in hostilities?*

Yes No

Comments:

Taking into account the national context

(g) *full and active collaboration of employers' and workers' organizations, and of other civil society organizations, as appropriate, in planning and monitoring recovery measures?*

Yes No

Comments:

However, delete "full and" because it depends on the employers' organizations.

(h) *the creation of an enabling environment to enhance the capacity of governments and of employers' and workers' organizations for crisis prevention and preparedness and for resilience?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

III. Employment generation for recovery and resilience

13. *Should the Recommendation provide that Members should promote employment and income-generation opportunities through:*

(a) *employment-intensive investment programmes and other public employment programmes?*

Yes No

Comments:

However, it should be noted that employment-intensive investment is generally for a short-period and emergency, and is not long-lasting.

(b) *local economic development, with a special focus on livelihoods in both rural and urban areas?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(c) *measures to support enterprises to ensure business continuity?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(d) *the creation or restoration of an enabling environment for sustainable enterprises, including the promotion of small and medium-sized enterprises?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(e) *cooperatives and other social economy initiatives?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(f) *support to workers, enterprises and other economic units in the informal economy, encouraging transition to the formal economy?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(g) *public-private partnerships for skills development and employment-generation schemes?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(h) *stronger linkages of multinational enterprises with national enterprises and implementation of responsible workplace practices, taking into account the Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy?*

Yes No

Comments:

Replace "stronger linkages" by "cooperation".

14. *Should the Recommendation provide that in enabling recovery, Members should develop and apply active labour market policies that address disadvantaged and marginalized groups and others particularly affected by crises?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

15. *Should the Recommendation provide that Members should give special attention to socio-economic reintegration measures that provide young people with stable employment and income-generation opportunities, including through:*

(a) *integrated packages of employment and labour market programmes that address the specific situations of young people entering the world of work?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(b) *specific youth employment components in conflict and disaster response, such as in disarmament, demobilization and reintegration programmes, including psychosocial counselling and other interventions to address anti-social behaviour and violence?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

16. *Should the Recommendation provide that, in building resilience, Members should promote and implement a comprehensive employment strategy to promote full, productive, freely chosen and decent employment, taking into account the Employment Policy Convention, 1964 (No. 122), and guidance provided in relevant resolutions of the International Labour Conference?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

IV. Education, vocational training and guidance

17. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should:*

(a) *ensure that the provision of education is not disrupted, or is restored, and that children have access to free quality education at all stages of the crisis and recovery?*

Yes No

Comments:

Insert "easy" after the word "have". Delete "free". It is not clear how old children have access to free quality education. It is not realistic that all children under 18 years have access.

(b) *ensure that second chance programmes for children and youth are available and that they address key needs arising from the interruption of education and training?*

Yes No

Comments:

We don't know the definition of "second chance programmes".

(c) *take urgent measures to ensure access to and the availability of vocational education and training, on the basis of the principle of equal opportunity?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(d) coordinate training and retraining services at national, regional and local levels and engage fully all relevant public and private stakeholders?

Yes No

Comments:

Insert "within the possible range" at the end of the sentence.

(e) provide public vocational guidance and training services that assess and respond to the emerging skills needs in relation to recovery and reconstruction?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(f) enable men and women whose education and training (including higher education, vocational training and apprenticeship) have been prevented or interrupted to enter or resume and complete their education and training?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(g) extend and adapt training and retraining programmes to meet the needs of all persons whose employment has been interrupted?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(h) *encourage the establishment of apprenticeship programmes in the context of recovery and reconstruction?*

Yes No

Comments:

Replace "apprenticeship programmes" by "training programmes including apprenticeship" because it should include various types of training programmes.

(i) *adapt curricula in order to promote peaceful coexistence and peacebuilding?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(j) *train teachers and instructors to deliver training programmes that contribute to recovery and reconstruction?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(k) *give special attention to the training and economic empowerment of affected populations in rural areas and the informal economy?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(l) *formulate, in consultation with employers' and workers' organizations, a national training and retraining programme, taking into account the Human Resources Development Recommendation, 2004 (No. 195)?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

V. Social protection

18. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should as quickly as possible:*

(a) *ensure basic income, including by means of cash transfer, for disadvantaged and marginalized groups of the population whose jobs or livelihoods have been disrupted by the crisis?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

(b) *restore social security benefits?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

(c) *provide basic care and services for groups of the population in particularly vulnerable situations?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context. The definition of "basic care" is not clear.

(d) *create or restore systems of social protection?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context.

19. *Should the Recommendation provide that Members should establish or maintain social protection floors taking into account the Social Protection Floors Recommendation, 2012 (No. 202)?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context.

VI. Social dialogue

20. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should:*

(a) ensure that social and economic stability, recovery and resilience are promoted through social dialogue?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(b) create an enabling environment for the establishment, restoration or strengthening of employers' and workers' organizations?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(c) encourage close cooperation with other civil society organizations?

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

21. *Should the Recommendation provide that Members should recognize the vital role of employers' and workers' organizations in crisis response, in particular:*

(a) *helping enterprises to recover through advice and material assistance?*

Yes No

Comments:

Insert "voluntarily" at the end of the sentence.

(b) *helping workers, especially the most vulnerable, to recover through advice and material assistance?*

Yes No

Comments:

Insert "voluntarily" at the end of the sentence.

(c) *encouraging and assisting enterprises, particularly small and medium-sized enterprises, to undertake business continuity planning?*

Yes No

Comments:

But depending on the situation

(d) *taking measures for these purposes through the collective bargaining process as well as by other methods?*

Yes No

Comments:

But depending on the situation

VII. Labour law, labour administration and labour market information

22. *Should the Recommendation provide that in recovering from crisis situations Members should:*

(a) *review and, if necessary, establish, re-establish or reinforce, labour legislation?*

Yes No

Comments:

Insert "the legislation, easen the existing regulations or introduce the special measures" after the word "review" because it is impossible to comply the laws strictly in the chaos after conflict or disaster.

(b) *establish, re-establish or reinforce, as necessary, the system of labour administration, including labour inspection?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(c) *establish or restore systems for the collection and analysis of labour market information, in particular focusing on the groups of the population most affected by the crisis?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

23. *Should the Recommendation provide that Members should facilitate recovery from crisis through:*

(a) *establishing emergency employment services to allow local populations to take advantage of job opportunities created by recovery investment?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

(b) *establishing or restoring employment services and strengthening their capacity, taking into account the Employment Service Convention, 1948 (No. 88), and Recommendation (No. 83), 1948?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

(c) *ensuring close collaboration between public and private employment agencies in these efforts, and the regulation of private employment agencies, taking into account the Private Employment Agencies Convention, 1997 (No. 181), and Recommendation (No. 188), 1997?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

VIII. Rights, equality and non-discrimination

24. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should ensure that:*

(a) *a gender-sensitive assessment is conducted and gender-responsive measures and policies are applied?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 24(a), (c), (d), (e) and (f) in the Recommendation because these points can be covered by 24(b).

(b) *all measures taken for recovery and resilience promote equality of opportunity and treatment for women and men without discrimination of any kind, taking into account the Equal Remuneration Convention, 1951 (No. 100), and the Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111), and Recommendation (No. 111), 1958?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

(c) *special attention is given to women who are heads of households?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 24(a), (c), (d), (e) and (f) in the Recommendation because these points can be covered by 24(b).

(d) *women have access to training and employment programmes developed for recovery and resilience?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 24(a), (c), (d), (e) and (f) in the Recommendation because these points can be covered by 24(b).

(e) *measures are taken to ensure that women who have been employed during the crisis and have assumed expanded responsibilities are not replaced when the male workforce returns?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 24(a), (c), (d), (e) and (f) in the Recommendation because these points can be covered by 24(b).

(f) *measures are taken to prevent and punish rape and sexual exploitation and harassment?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 24(a), (c), (d), (e) and (f) in the Recommendation because these points can be covered by 24(b).

25. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should ensure that persons who became disabled as a result of conflict or disaster are provided with full opportunities for rehabilitation, education, specialized vocational guidance, training and retraining, and employment, taking into account the Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention, 1983 (No. 159), and Recommendation (No. 168), 1983, as well as the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

26. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should ensure that:*

(a) *particular attention is paid to establishing or restoring conditions of stability and socio-economic development for minorities, indigenous and tribal peoples and other population groups that have been particularly affected, taking into account the Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111), and Recommendation (No. 111), 1958, and the Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

(b) *minorities and indigenous and tribal peoples are fully consulted and participate directly in the decision-making process, in particular if their territories and environment are affected by recovery and stability measures?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

27. *Should the Recommendation provide that in combating child labour arising from or exacerbated by conflicts or disasters Members should:*

- (a) *take urgent action to identify and eliminate all child labour practices, taking into account the Minimum Age Convention, 1973 (No. 138), and Recommendation (No. 146), 1973, and the Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182), and Recommendation (No. 190), 1999?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

- (b) *take all necessary measures to prevent, identify and address cases of child trafficking?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 27(b), (c), (d) and (e) in the Recommendation because these points can be covered by 27(a).

- (c) *integrate crisis response measures into national policies and programmes to eliminate child labour?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 27(b), (c), (d) and (e) in the Recommendation because these points can be covered by 27(a).

- (d) *provide social protection services to support families' capacity to protect their children, for instance through cash or in-kind transfers?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 27(b), (c), (d) and (e) in the Recommendation because these points can be covered by 27(a).

- (e) *provide special reintegration and retraining programmes for children and young persons who had been engaged in armed forces or groups to help them readjust to a normal existence?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 27(b), (c), (d) and (e) in the Recommendation because these points can be covered by 27(a).

28. *Should the Recommendation provide that in combating forced or compulsory labour arising from or exacerbated by conflicts or disasters Members should:*

- (a) *take urgent action to identify and eliminate all forms of forced or compulsory labour taking into account the Forced Labour Convention, 1930 (No. 29), and its Protocol of 2014, the Abolition of Forced Labour Convention, 1957 (No. 105), and the Forced Labour (Supplementary Measures) Recommendation, 2014 (No. 203)?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

- (b) *take all necessary measures to prevent, identify and address cases of trafficking in persons for the purposes of forced or compulsory labour?*

Yes No

Comments:

There is no need to provide 28(b) in the Recommendation because this point can be covered by 28(a).

29. *Should the Recommendation provide that in responding to crisis situations Members should ensure that migrants who are in the territory are treated on a basis of equality with national populations, taking into account the Migration for Employment Convention (Revised), 1949 (No. 97), and Recommendation (No. 86), 1949, the Migrant Workers (Supplementary Provisions) Convention, 1975 (No. 143), and Recommendation (No. 151), 1975, as well as the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

IX. Internally displaced persons, refugees and returnees

30. *Should the Recommendation provide that following a crisis Members should:*

- (a) *pay special attention to the training, employment promotion and integration into the labour market of internally displaced persons and refugees, whether they are in their countries of origin, in host communities or in countries of asylum and settlement, as relevant?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

- (b) *build resilience and strengthen the capacity of host communities and countries of asylum and settlement to promote employment and training opportunities for local populations?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

31. *Should the Recommendation provide that following a crisis Members should take measures to facilitate the voluntary return of internally displaced persons and of refugees to their homes, or to other suitable locations, and to provide for their socio-economic reintegration?*

Yes No

Comments:

Taking into account national context

X. Prevention, mitigation and preparedness

32. *Should the Recommendation provide that, in particular in countries in which there are foreseeable risks of conflict or disaster, Members should take measures, in consultation with employers' and workers' organizations and other concerned groups, to prevent, mitigate and prepare for crises, through actions such as:*

(a) *evaluation of threats to and vulnerabilities of human, physical, economic, institutional and social capacity at local, national and regional levels?*

Yes No

Comments:

All measures to be taken for prevention, mitigation and preparedness of conflict or disaster regarding other Sections (I to XII), should be described in this Section.

(b) *risk management planning, including early warning and risk reduction measures?*

Yes No

Comments:

All measures to be taken for prevention, mitigation and preparedness of conflict or disaster regarding other Sections (I to XII), should be described in this Section.

(c) *contingency planning?*

Yes No

Comments:

All measures to be taken for prevention, mitigation and preparedness of conflict or disaster regarding other Sections (I to XII), should be described in this Section.

(d) *preparation of emergency responses?*

Yes No

Comments:

All measures to be taken for prevention, mitigation and preparedness of conflict or disaster regarding other Sections (I to XII), should be described in this Section.

(e) *impact mitigation, including through business continuity management in both public and private institutions?*

Yes No

Comments:

All measures to be taken for prevention, mitigation and preparedness of conflict or disaster regarding other Sections (I to XII), should be described in this Section.

XI. International cooperation

33. *Should the Recommendation provide that Members should take appropriate steps to assist one another, through bilateral or multilateral arrangements, including through the United Nations system, international financial institutions and other international or regional mechanisms of coordinated response?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

34. *Should the Recommendation provide that crisis responses, including support by international organizations, should be coherent with applicable international labour standards?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

35. *Should the Recommendation provide that crisis responses should be coherent with United Nations policy frameworks and mechanisms for peacebuilding?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

36. *Should the Recommendation provide that Members should systematically exchange information, knowledge, good practices and technology for preventing crises, enabling recovery and building resilience?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

37. *Should the Recommendation provide for close coordination of and complementarity among all crisis responses, in particular between humanitarian relief and development responses, including through the generation of employment and decent work for peace and resilience?*

Yes No

Comments:

Double-click to type comments

XII. Other issues

38. *Should the Recommendation include other elements not mentioned in this questionnaire?*

Yes No

Comments:

The Preamble should be discussed at the end after finishing the discussion on the other sections in the ILC. We should not waste time to discuss the Preamble at first.

All measures to be taken for prevention, mitigation and preparedness of conflict or disaster regarding other Sections (I to XII), should be described in Section X.

ブラウンレポート「平和およびレジリエンスのための雇用とディーセント・ワーク
-1944年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第71号）」
（レポートV(1) 第106回（2017年）ILO総会）に対する意見

2016年11月18日
日本労働組合総連合会

1. パラグラフ2 (a)

連合は、自然災害と人為的災害の両方、ならびに将来の気候変動や技術的变化、生物学的現象の将来的脅威を対象とすることを明確にする事務局提案の角括弧付きの文言を強く支持する。

2. パラグラフ2 (c)

連合は、「危機対応」という用語が、紛争や災害に起因する危機の状況に対応してとられる雇用とディーセント・ワークに関するすべての措置を指すことを明記するために新たに2 (c) に含まれることを支持する。

3. 新パラグラフ5

連合は、条文の文言の定期的な改訂が必要となる可能性があるため、勧告の本文中において非ILO文書への直接的な言及は避けるべきであるとの事務局の提案に同意する。

4. パラグラフ6 (i)

連合は、第1次討議の際に少数の政府によって議論された修正案の文言に近いパラグラフ6(i)の提案された表現ぶりを支持しない。これらの修正案は、緊急時の人道援助の原則（人道、中立、公平、国家主権、領土保全、国家統一の原則に言及した）に関する1991年の国連総会決議46/182への言及を挿入することを目的としたものである。これらの修正案は、その賛同者による議論も含め、委員会の圧倒的多数によって一貫して拒否されていた（委員会報告書Provisional Recordのパラグラフ680-726を参照）。事務局提案の規定は、決議46/182にある国家主権、領土保全および国家統合についての言及を繰り返さない人道支援の国際協力に関するより最近の国連総会決議（2012年の67/231および2013年の68/103のような）を反映していない。さらに、提案された文言は、2005年の国連総会決議60/1や2006年の国連安全保障理事会決議第1674号にあるような主権の原則におけるその他の進展を反映していない。これらの決議は、国際社会がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪（奴隷化を含む）から人々を保護するための個人のみならず国家の集団的な責任を承認したものである。

勧告案は、緊急時の人道援助の問題よりもはるかに幅広く（緊急人道支援の義務を超える短期・長期の対応などと同様に言及している）、また、社会経済的開発や労働市場の規制および関連する国際協力のような課題にも適用を拡げている。これらの分野に緊急人道援助の指針を拡大適用する根拠はない。

したがって、角括弧付きパラグラフ 6 (i) を元の文言に戻すことを要請する。

5. パラグラフ 7 (シャポー)

連合は、「phased approach (段階的アプローチ)」という語がこのパラグラフの内容を反映しておらず、「マルチトラックアプローチ」という語に置き換えられるべきであるとの事務局の提案に同意する。

6. パラグラフ 7(k)

連合は、使用者および労働者団体の積極的な参加について言及する際、「encouraging (促す)」という語を使用することを支持しない。第一次討議の結論のポイント 12(g) では、「平和を促進し、危機を予防し、回復を可能にし、レジリエンスを構築するための戦略は、使用者と労働者団体の積極的な参加を含むべき」と述べられているのであり、そのような参加を「促す」ことではない。

我々は、パラグラフ 7 (k) を以下のように修正することを要請する。

(k) 必要に応じて関連する市民社会組織の視点を考慮して、復旧とレジリエンスを目指した対策の計画、実行およびモニタリングへの労使団体の積極的な参加を「確保 (ensuring)」すること。

7. 第 1 次討議の結論ポイント 12 (e) (インフォーマル経済からフォーマル経済への移行)

この結論ポイントがパラグラフ 7 に転記されていない。

事務局は、結論ポイントの 12 (e) および 17 (h) の文言を新たなパラグラフ 10(f) にまとめた。したがって、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行の条項は、「IV. 雇用創出」の章でのみ取り上げられ、「III. 戦略的アプローチ」では扱われなくなっている。

連合は、結論の 12 (e) の文言を削除し、17 (h) の文言と統合して、パラグラフ 10(f) の雇用創出の章でカバーされるようにするとの事務局の説明に留意する。第 105 回 ILO 総会で採択された文言によれば、関連の条項は両方の章に意図的に含まれていた。

したがって、連合は、戦略的アプローチに関する章からの各条項の削除には反対である。フォーマル経済への移行を支援するための措置は、危機への対応の革新的な性質を確保するために極めて重要である。これらは、社会や経済におけるレジリエンスを構築するとともに、将来の混乱を防ぐための重要な条件である。したがって、これらの措置は、勧告の後続の章でカバーされるすべての利用できる介入（雇用創出に関連するものだけでなく、教育・訓練、社会対話、社会的保護、労働市場行政）を通じて開発されるべきである。

したがって、我々はパラグラフ 7 に結論ポイント 12 (e) を復元するよう要請する。

8. パラグラフ 13(e)

連合は、事務局提案の追加で角括弧で囲んだ文言（「including, but not limited

to(含むが限られない)」の追加) を強く支持する。

9. パラグラフ 13(h)

連合は、移住の状況にかかわらず危機の状況に巻き込まれたすべての移住労働者の権利とその家族の権利が 1975 年の移民労働者 (補足規定) 条約 (第 143 号) に沿って確実に保護されるよう「lawfully (合法的に)」という言葉が削除するという事務局提案を強く支持する。

10. パラグラフ 16(a) およびパラグラフ 16(b)

連合は、事務局がパラグラフ 16 (a) から「無料で質の高い公教育」への言及を削除することを支持しない。我々は、「国際法に従って」という文言が追加されたので「無料で質の高い公教育」への言及は不要と思われるという正当化には同意しない。第一次討議の委員会で採択した「無料」、「質の高い」、「公的」の各語は、実質的な意味と規範的な意味の両方を持つ。事務局が提案したように、「国際法に従って、いかなる差別もなく」という文言が追加される可能性があるが、第一次討議における委員会で到達したコンセンサスを尊重するために、「無料で質の高い公教育」への言及を維持することは必要である。

したがって、我々は提案されたパラグラフ 16 (a) を次のように修正することを要請する。

(a) 教育の提供が中断されないように、又はできる限り迅速に復旧されるようにし、「すべて」の児童が、国際法に従い、危機と復旧のあらゆる段階においていかなる差別もなく、「無料で質の高い公」教育を受けられるようにすること。

我々はまた、事務局提案の文言が、角括弧付きになっている 16(b) の内容 (難民又は国内避難民である児童の無料で質の高い初等教育へのアクセスを確保する措置についての言及) を十分カバーするとしていることにも同意しない。確かに、ILO の報告書 (危機への対応の際の雇用とディーセント・ワークの役割に関する法と実践に関する) で強調されているように、危機への対応に際しては、これらの子どもが教育や訓練の措置の外に置かれることが最も多い。

パラグラフ 16(b) は、16 (a) でこれらのカテゴリーの子どもを含めることについて具体的な言及があれば削除が可能である。したがって、その場合は、16(a) は次のようになる。

(a) 教育の提供が中断されないように、又はできる限り迅速に復旧されるようにし、「難民又は国内避難民である児童を含む」「すべて」の児童が、国際法に従い、危機と復旧のあらゆる段階においていかなる差別もなく、「無料で質の高い公」教育を受けられるようにすること。

11. パラグラフ 19(c)

連合は、医療およびその他基本的社会サービスへのアクセスについての言及について、「in particular for vulnerable groups of the population (特に脆弱な人口集団のための)」を「in particular for persons made vulnerable by the crisis (特に危機によって脆弱になった人々のための)」へ置き換えることを支持しない。なぜ

なら、そのような変更は集団的な対応を弱体化させるからである。その文言は「in particular for the population groups in vulnerable situations (特に脆弱な状況にある人口集団のために)」と修正すべきである。

12. パート X. 難民、国内避難民、帰還民 (角括弧付テキスト)

事務局は、角括弧付きの第 10 章の文言を、新たな文言に置き換えることを提案している。新たな文言は部分的に ILO 難民およびその他強制移動させられた人々の労働市場へのアクセスに関する専門家会合(2016年7月)の成果に基づいている。また、事務局は「難民および帰還民」とタイトルを付けている。事務局は、専門家会合で採択されたガイドラインの条項のいくつかを採り入れている。2つの文言は対象とする範囲が異なっている。勧告素案の第 10 章では「難民、国内避難民および帰還民」を対象とするが、専門家会合で採択されたガイドラインは難民およびその他強制移動させられた人々および帰還民を対象としている。事務局は、難民(難民条約の基準を満たす人々と理解される)および帰還民のみを対象とし、難民の定義は別として、「FDPs (強制移動させられた人々) (すなわち難民法の保護が与えられない人々)」については、国際的に合意された定義がないため範囲に含めないことを提案している。さらには、「IDPs (国内避難民)」についても、彼らは難民とは違い、危機による影響を受けた国の国民であり、その国の国内法でカバーされることから第 10 章の範囲から除き、第 4 章(権利、平等、非差別に関する)に新たな項目を加える提案をしている。

これらを踏まえ、事務局は、第 10 章をさらに 2 つの節 (X.1 難民の労働市場へのアクセスと X.2 帰還民の自主帰還および再統合) に分割することを提案している。我々の意見では、事務局提案の文言を第二次討議のベースとすることは不十分であると考え。第 10 章は、角括弧付きの文言および専門家会合の「指針」の構成に従うとともに、次の条項を含むべきである。

1. 労働市場における難民およびその他の FDPs の保護に関する国別計画と政策の策定 (専門家会合「指針」パート A: 労働市場へのアクセスに関するガバナンスの枠組み)。
2. 各国の労働市場と雇用戦略のもとでの難民とその他の FDPs の包摂(専門家会合「指針」パート B: 包摂的な労働市場のための経済・社会政策)。
3. 仕事における基本的な権利と原則、および適切な労働法・規則のもとでの難民およびその他の FDPs のカバーに関して、彼らに平等な機会を与え、平等に取扱うことを促進するための国別政策の策定 (専門家会合「指針」パート C: 労働の権利、機会の平等、平等な取扱い)。
4. 国内および国際協力の強化 (専門家会合「指針」パート D: パートナーシップ、調整、一貫性)
5. 帰還民の自主帰還および再統合の促進 (専門家会合「指針」パート E)。難民および他の FDPs に対するノン・ルフールマン原則の遵守はとりわけ言及されるべき。

我々は、難民法で既にカバーされている人々のことのみを考慮し、紛争および災害によって移動させられた人々の大多数をそのままにしておくようなことはあり得ないと考え。基準設定の目的は、現在の国際的枠組みが正確さを欠いているところへ、基本的な労働権および、労働関連の課題の全範囲にわたる条件を規律するその他の基準の最低基準を設定するという ILO の中核的な任務と整合性を伴った形で、ガイド

ンスを提供することである。労働関連課題の範囲には、危機の状況の間および危機後の課題も含むし、その国の領域内に存在するすべての労働者（国籍を問わず）の課題も含む。

第二次討議に提出される勧告素案は、例えば洪水や地震などから逃れてきた人々がたとえ厳密には亡命者や難民に分類されないとしても、出身国の外部にある際に、国家はどのような責任を有するか、またこの法文書において彼らがより十分に対処される必要があるかについて議論できるようにすべきである。専門家会合の任務は既に難民およびその他 FDPs の両方をカバーしたものであるので、この勧告素案においても同じ範囲が維持されるべきである。それゆえ、第 10 章は、「難民およびその他 FDPs（強制移動させられた人々）」について一貫した言及がなされるべきである。

連合はまた、IDPs（国内避難民）の状況に対処することの重要性についても繰り返し主張する。IDPs は、国境を越えるわけではないが、強制的に移動させられたことによるすべてのネガティブな影響に直面し、個々の必要に応じた対策を必要とするからである。IDPs の課題が第二次討議で取り扱われなければならないことが明確にされるべきである。

13. パラグラフ 22

パラグラフ 22 は、雇用創出、予防、回復、平和およびレジリエンスを目的とした政策と行動を開発する際、社会対話を主流化させるために取られるべき行動に言及しているが、最も代表的な労使団体との協議という重要な言及が欠如している。

我々は、第一次討議で提起された、社会対話の中核的な ILO の原則に関して「to promote（促進する）」という表現の使用を、労働における基本的原則および権利を実践するための ILO 加盟国の義務と統合的な「to ensure（確保する）」に置き換えるべきことを繰り返し述べる。パラグラフ 22（シャポーおよび (a)）は次のように修正されるべきである。

パラグラフ 22

危機の状況に対応するにあたり、加盟国は「最も代表的な労使団体と協議し」、以下のことを行わなければならない。

(a) 1976 年の三者協議（国際労働基準）条約（第 144 号）を考慮し、和解、社会・経済的安定、回復およびレジリエンスが社会対話を通じて「促進されることを確保し」、社会対話に女性が影響を及ぼし有意義な参加を支援すること。

In responding to crisis situations Members should, in consultation with the most representative workers' and employers' organisations:

(a) ensure that reconciliation, social and economic stability, recovery and resilience are promoted through social dialogue, and support women's influence and meaningful participation in social dialogue, taking into account the Tripartite Consultation (International Labour Standards) Convention, 1976 (No. 144).

以上

1. 日時：平成27年9月10日（木） 10:00～12:00

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田	高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	新谷	信幸
日本労働組合総連合会総合国際局長	吉田	昌哉

（2）使用者側

日本経済団体連合会労働法制本部長	輪島	忍
日本経済団体連合会国際協力本部参事	松井	博志

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	勝田	智明
厚生労働省大臣官房国際課長	井内	雅明
厚生労働省大臣官房国際課統括調整官	大鶴	知之

4. 議題

○報告案件

議題1 第104回ILO総会について

- 1) 政府からの報告
- 2) 意見交換

○協議案件

議題2 2015年 年次報告について

1 年次報告について（その①）

（第29号条約、第88号条約、第138号条約、第144号条約、第159号条約、第181号条約、第182号条約）

- 1) 政府からの説明
- 2) 意見交換

2 年次報告について（その②）

（第45号条約、第115号条約、第119号条約、第120号条約、第139号条約、第162号条約、第187号条約）

- 1) 政府からの説明
- 2) 意見交換

5. 議事要旨

議題1：第104回ILO総会について

勝田総括審議官（国際担当）からの挨拶、井内国際課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料1に基づき第104回ILO総会の概要報告がなされた。

(労働者側)

今回の総会で気がついたことを2点報告したい。まずは、会期が2週間に短縮されたことについてである。確かに総会の会期は長いと感じる人はいると思うが、ILOは人そのものを扱う機関であり、そして何よりも三者構成で、コンセンサスで物事を決定する機関であるから、そもそも時間がかかる。総会の基準設定機能が落ちているといわれる中で会期を2週間とすることは、重要な議論が不十分になる懸念がある。ここまで2週間でやるということで議論が進んで来た以上、3週間にしてほしいとまでは言わないが、基準設定議題などについては柔軟な対応も必要であると考えます。

2点目は基準適用委員会についてであるが、スト権に関してはこの間、日本の三者は衝突回避のため努力してきた。今回の委員会では、個別案件の審査は行われたものの、87号案件のスト権の扱いをめぐる顛末は労働者側には不満が残るものとなった。スト権は、基本的には国内法で担保されるというのはその通りだが、国によっては国内法で非常に不条理な対応がされる場合があり、その際には国際機関たるILOは対応する必要がある。2011年以前の形に戻すということでは本質的な解決策にはなっていない。このままの状態では2016年の議論が紛糾しかねない。大きな衝突を回避するために対応することが必要である。

また、基準適用委員会の個別案件のうち、先進国の案件ということでは、イタリアとスペインの第122号条約(雇用政策条約)の審査が行われた。結論の中で鍵になったのは、3条の策定・実行における労使との協議だと考える。日本も雇用政策は重要であり、また来年の年次報告でも第122号条約は取り上げられるので、今回のイタリアとスペインの議論を参考にさせていただくよう提案する。

(使用者側)

すでに採択された条約の中には現状に合っていないものがあることや、1990年以降採択された条約でも批准されていないものが多々ある。新しい基準を作るだけでなく、現行の国際労働基準を見直すということも必要かと考える。

労働側から指摘のあったイタリアとスペインの第122号条約に関する議論については、雇用政策の枠組みを決める条約に関する議論の難しさ面白さの両方があった。

また、基準適用委員会について重要なことは、政労使で構成された基準適用委員会で適切な議論がなされることだと考える。

議題2：2015年 年次報告について

【その①】

(政府側)

政府側から資料2-1から2-7までに基づき、第29号条約、第88号条約、第138号条約、第144号条約、第159号条約、第181号条約及び第182号条約について説明を行うとともに、労働者側及び使用者側から提出された意見及びその意見に対する政府の見解を説明した。その後、意見交換が行われた。

(労働者側及び使用者側から提出された意見及びその意見に対する政府の見解)

○第88号条約

第88号条約については、労働政策審議会について三者構成原則に則った政策決定プロセスが行われていないのではないかというご意見を事前に頂いている。

政府としては、先行的な議論の有無にかかわらず、労働政策審議会において、労使の参画を経て議論を尽くしていると考えている。この点については、補足的に政府の見解を提出させていただきたいと考えている。

(労働者側)

第29号条約について。外国人技能実習制度は、単純労働ではないか、外国人技能実習制度で外国人実習生が劣悪な環境におかれているのではないかという指摘があった。また、人権に関わる問題として、パスポートの取り上げなどの問題が指摘されている。これらの課題に対して、今般、技能実習制度に関する新法が国会に提出され、審議が始まっている。法律自体には良い部分と検討しなければならない部分のどちらもあると考えている。技能実習制度の適性化に関わることとして、JITCOに変わる新法人を作るという方針があるが、制度を作って管理を強化することについては評価できるし、その部分については早く成立して実効性のある制度としてもらいたい。ただ一方で、課題のある技能実習制度について、管理の強化の成果が不明なうちに制度拡充の方向で制度を改正することについても記載されている。制度の適正化を速やかに施行するまでは、拡充策は撤回すべきであると考えている。

第88号条約について。第88号条約に限らないが、労働政策の基本政策、枠組みの決定の際に、ILOが定める三者構成原則を軽視する動きが見られる。労働政策審議会が、政府で大枠を決めたあとに細部のみを検討する位置づけに変わってしまっているのではないかという懸念がある。

第138号条約について。監督行政についてであるが、司法警察員としての労働基準監督官の数がILOの基準に比べて大きく下回っているという点を指摘したい。司法警察職員としての労働基準監督官が書類送検をしなければ立件できないわけだが、その送検の件数が少ないという印象がある。その結果、最低年齢に限らず労働に関する取締りについては、違反しても見つからない、罰せられないという認識が事業主にはあることから、労働法違反に対しては厳格な対応を求めたい。

第144号条約について。第105号条約と第111号条約について、条約のどこが国内法に反するかに関する資料の提出を求めているが、具体的な回答が得られていない点が非常に残念である。

また、条約第2条の効果的な協議について、懇談会の頻度を多くすること等の要望に対する政府の回答が記載されているが、公開にすると自由な議論ができないという理由については納得し難い。

第159号条約について。改正障害者雇用促進法が2年前に成立し、施行に向けての2つの指針が労働政策審議会での議論を踏まえて発出されている。これについては来年4月施行のため差別禁止、合理的配慮の内容について万全の周知をお願いしたい。

また、障害者雇用率については、2018年まで経過措置があるが、精神障害の方を算定の対象に入れることになるため、経過措置の取組についても周知をお願いしたい。

さらに、障害福祉分野についても、国民への一層の周知をお願いしたい。

第181号条約について。今国会で改正派遣法案の審議をしており、第181号条約との関連では、派遣は臨時的、一時的であるという原則が実質的に外されているという懸念が強い。また、間接雇用を常態化させる法制化となる懸念が強いことや、均衡配慮義務という実効性に乏しい内容であるということを示し上げたい。法案の内容は第181号条約との関係で課題があると考えている。

(使用者側)

資料2-16にあるように、第29号条約については、日本政府の取組を支持する。

その他第159号条約についてはテクニカルな指摘をしたものである。

第181号条約に関連して、労働者派遣法改正案については、公労使三者構成での労働政策審議会において概ね妥当となったと理解しており、早く成立することを望んでいる。

(労働者側)

使用者側委員からのコメントに関連するが、派遣法の改正案について、労政審での「概ね妥当」とした扱いについて補足したい。労働政策審議会の審議プロセスでは、法律改正を含む全体的な内容に関する横書きの報告書（建議）と、報告書の中から法律改正部分だけを取り出して、法律案要綱をつくる縦書きでのとりまとめという2つがある。我々は、報告書の部分とそれを受けての立法技術論的な部分の評価は分けて考えている。労働政策審議会での「概ね妥当」という意見は、法律案要綱に対する評価であって、報告書のとりまとめにあたっては反対意見を付けている。我々は、従来から2段階目の立法技術論的な部分については、ほとんど反対意見を付していない。しかし、2段階ある評価のうち、「概ね妥当」とした方のみを取り出して全体としての評価にされているようである。従来の経過を踏まえずに「概ね妥当」だと判断されたと主張されるのであれば、今後は2段階目の評価についても反対意見を付さざるを得ない。

(政府側)

第88号条約について。基本的には我々は、どのような場で先行的な議論があったかに関わらず、労働法制の見直しや労働政策についての議論は、労働政策審議会で労使の参画を経て議論するというのが基本的な考えである。労働審議会での議論は、公労使それぞれの立場からなされるものであり、他の会議でどのように議論されたかということが、労働政策審議課の自由な議論を阻害するものではないため、日本国政府の政策決定プロセスが本条約の趣旨に反しているという指摘はあたらないと考えている。

第138号条約について。すべての労働基準法違反の事案に関しては、使用者側にまず改善を求めるものである。自主的な改善により適法な労働条件の確保ということを考えているが、行政指導に従わない場合など悪質な事業場については書類送検を行うこととなる。ただ、第138号条約に関連する労基法56条については、66件違反がございましたが多くの使用者は指導に従い法違反の是正を行ったため、悪質な事案として送検したのは1件である。平成26年においては、労働基準法関係で書類送検を行ったのは全体で400件程度である。

第144号条約について。未批准条約の協議について第105号条約、第111号条約についてご意見をいただいているところである。これまで協議を行ったもののうち、第162号条約は2004年の協議の後、2005年に批准となった。ただ、批准に当たっては、閣議決定に基づき、国内法制との整合性を確保することが必要となることを理解いただきたい。

第29号条約について。外国人技能実習制度に関連して様々なご意見をいただいたが、諸外国における労働力の技能の養成状況等を考慮して改正を行っている。技能実習制度については審議中であるので、審議状況を踏まえさらにご議論していきたい。

第159号条約の関係について。法定雇用率等のご意見があった。障害者雇用については、身体障害に限らず知的障害、精神関係の障害を持つ方の就職も伸びており、その点では我々の取組が一定の形で実を結びつつあるのではないかと考えている。除外率については、段階的に縮小の取組を行っている。また、指針については、来年4月施行に向けて周知徹底を図っていきたい。

派遣関係について。現在国会で審議中であり、今後も審議会等において議論頂くことになるため第181号条約についても引き続き協議していきたいと考えている。

第182号条約について。労働基準監督官については、増員に努めるとともに、実効ある監督を実施していきたいと考えている。

(使用者側)

第88号条約について、労働者側は、日本政府が雇用に関する重要事項について、別のところで決まったものをもとに、三者構成である労働政策審議会で協議しているという意見を提出しているが、誤解を招くのではないかと懸念しています。

第159号について、今後様々な形で障害者に対する合理的配慮が求められると考えている。各職場の中で実現を目指していかなければならないが、難しいこともある。また、障害者差別解消法については、雇用の場以外でも対応していかなければならないということもあり、難しいことが残っているということは理解してもらいたい。

障害者雇用率のダブルカウントについては、ILOにおいて様々な議論があり、オプザベーションが出ているという経緯がある。引き続き、この制度の維持をお願いしたい。

労政審について、労働者側から派遣法を例にとり、横のものと縦のものの考え方が違う、分けて考えているという話があったが、事実関係を教えてもらいたい。

(労働者側)

第182号条約について追加で説明したい。JKビジネスは社会的な問題となっている。アメリカ国務省の意見においても指摘されており、日本政府としても、女子高生のこのようなビジネスが横行しているという事態に対し、厚生労働省と警察が協力して対策を強化すべきと考える。

第88号条約について。昨今の政府の労働政策は、人材ビジネスにお金が出る仕組みを立案しているのではないかと考えている。1つには職業紹介について、様々なシステムを民間に開放するようという圧力が強くなっており、その典型的なものがハローワークの求人情報、求職者情報の民間開放である。これは労使が求めたものではなく、トップダウンで決められており、政策の枠組みが我々の預かり知らぬところで決定されて、それを粛々と受けざるを得ないというのが典型的に出ていると考えている。

労働政策審議会について再度説明すると、1段階目として、諮問を受け、建議として報告書を取りまとめ、答申するというプロセスがある。その中から法改正の部分だけを抜き出して審議する段階に進んでいくということが労働政策審議会のパターンだと認識している。1段階目については、労使それぞれが反対意見を付けることがあり、その濃淡はそれぞれ異なる。次の法律案要綱の際には、報告書に記載された内容について、立法技術論的に正確かということを中心に検討している。そのため、従来はこの部分に反対意見を付けることはなかった。派遣法について、政府は国会審議で、労働政策審議会で「概ね妥当」とされたということを頻りに説明している。「概ね妥当」としたのは2段階目だけであるにもかかわらず、そのような説明をされるのであれば、今後は2段階目においても立法技術論を超えて反対意見を付けざるを得ない、ということである。

(政府側)

いわゆるJKビジネス等少年の性を売り物とする営業については、女子高生等が児童買春等の被害者となる危険性があることなどから、少年の保護と健全育成の観点から憂慮すべきものと考えている。警察ではこれら営業の実態把握に努めるとともに、労働基準法等の各種法令を適用し取締りを行うとともに、これら営業において安易に稼働している女子高校生等に対する補導を行っているところである。この種の営業は取締りを逃れるために、正当な営業を偽装した新たな形態が次々と出現しているため、引き続き少年の保護と健全育成のためにこの種の事案犯の取締りを積極的に推進してまいりたい。

【その②】

(政府側)

政府側から資料2-8から2-14までに基づき、第45号条約、第115号条約、第119号条約、第120号条約、第139号条約、第162号条約及び第187号条

約について説明を行うとともに、労働者側及び使用者側から提出された意見及びその意見に対する政府の見解を説明した。その後、意見交換が行われた。

(政府側)

(労働者側及び使用者側から提出された意見及びその意見に対する政府の見解)

○第115号条約

第115号条約について。通常被ばく限度（5年100ミリシーベルト）を超えたものの線量管理について確実な対応を行うべき等のご意見を事前に頂いた。

政府としては、事故発生時の次の線量管理期間以降における線量管理の取組などについて補足的に政府の見解を提出させて頂きたいと考えている。

また、使用者側からは、労働安全衛生法第88条第1項の規定が平成26年の改正により廃止されていることから、報告から削除すべきとのご意見を事前に頂いた。

政府としては、改正後の88条第1項の規定に基づいて、放射線装置等の設置届が義務づけられることから、報告については原案のままとしたいと考えている。これらの政府の見解は補足的に提出させて頂きたいと考えている。

○第119号条約

労働者側からは、機械の譲渡者または貸与者から機械の使用事業者への危険情報提供を努力義務から義務化すること等について事前にご意見を頂いた。

政府としては、当該規定は、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を踏まえ、努力義務とされており、また、危険情報を活用したリスクアセスメントのための研修などを通じて、リスクアセスメントの実施率を高めていきたいと考えている。この点については政府の見解を補足的に提出させて頂きたい。

○第120号条約

労働者側からは、衛生委員会の設置義務を現行の50人以上の事業場から、30人以上に変更するよう事前にご意見を頂いている。

政府としては、労働安全衛生規則により、小規模事業においても関係労働者の意見を聞く機会を設けることが義務づけられていることから、衛生委員会の設置によらずとも、安全衛生の確保が法的に担保されていると考えている。この点については政府の見解を補足的に提出させて頂きたい。

○第139号条約

労働者側から、化学物質の複合ばく露による発がん性調査に取り組むべきとのご意見を事前に頂いた。

政府としては、化学物質の組み合わせは無数になることから、困難さはあるものの、複合ばく露による発がん等の重大な問題の発生が想定される場合には調査を検討したいと考えている。この点については政府の見解を補足的に提出させて頂きたい。

○第162号条約

労働者側から、石綿ばく露防止のための労働安全衛生教育の徹底などについて事前にご意見を頂いた。

政府としては、石綿含有建材を使用した建築物の解体作業に従事する労働者に対する特別教育や法令の周知及び指導、監督を通じて、対策を徹底してきたと考えている。この点については政府の見解を補足的に提出させて頂きたい。

(労働者側)

第115号条約について。電離放射線からの保護について、福島第一原発の事故を受けて、除染作業などに就いていただいた方には線量が100ミリシーベルトを超えてしまった人がおられるため、健康管理をしっかりと行ってもらいたい。18才未満の人が除染作業に就いていたという報道もあったことから、監督指導を適切に行っていただき

たい。

第119号条約について。政府よりご紹介いただいた通りである。

第120号条約について。現在、第12次労働災害防止計画が実施されているが、残念なことに、特に中小事業場や第3次産業における災害が減っていない。労使の当事者が安全衛生に対する意識の啓発を行っていかねばならないということから、衛生委員会の設置が義務化されていない規模の事業場においても、体制強化を図る意味で設置義務を拡大していかねばならないと考えている。

第139号条約について。先ほど政府からご紹介いただいた複合ばく露の問題がある。

第162号条約について。労働者側の意見については政府からご紹介いただいた通りである。

第187号条約について。ほとんどの条約に関連する監督行政について意見を提出した。現場の第一線で監督業務にあたる監督官の数は十分なのかどうか。ILO基準を踏まえて増員をしてもらいたいと考えている。

(使用者側)

政府から説明があったとおりである。

(政府側)

第115号条約の電離放射線関係について。18才未満の就業、先ほど児童労働に関する問題もあるが、除染作業で18才未満の者が入ることのないよう、監督指導を図っていききたい。

線量管理であるが、今年8月に原子力施設における緊急作業従事者の健康保持増進のための大臣指針を改正した。事故等により通常被ばく線量である100ミリシーベルトを超えた方については、当該線量管理期間の5年間、原子力施設の安全な運転等を担保するためにやむを得ない場合に限り、管理区域の設定下限値である年5ミリシーベルトを超えない範囲で通常の放射線業務に従事させることができることとした。

100ミリシーベルトを超えた方について、事故等が発生した線量管理期間の5年間が終わり、次の線量管理期間の5年間に入った際には、一生涯に被ばくする線量の限度を1シーベルトとして、その値から既に被ばくした線量を引いた残余の線量と、残りの従事見込み年数から計算して、労働者個人毎に次の5年間の線量限度を設定して中長期的に管理することとした。

この大臣指針について周知を行い、大臣指針が適用される平成28年4月以降的確に実施されるよう指導してまいりたいと考えている。

第120号について。第3次産業を中心とする労働災害が減少していない状況はある。様々な機会を捉えて関係の事業主、労働者のみなさまに啓発をし、指導徹底を図っていききたいと考えている。

2016年4月22日 第26回ILO懇談会議事要旨

1. 日時：2016年4月22日（金） 13:30～16:00

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室（19階）

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田	高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	村上	陽子
日本労働組合総連合会総合国際局長	吉田	昌哉

（2）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部参事	松井	博志
日本経済団体連合会国際協力本部主幹	野村	良寿

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	勝田	智明
厚生労働省大臣官房国際課長	大鶴	知之
厚生労働省大臣官房国際課統括調整官	山田	雅彦
厚生労働省雇用均等児童家庭局職業家庭両立課長	蒔苗	浩司
厚生労働省大臣官房国際課長補佐	西川	誠明
厚生労働省大臣官房国際課国際労働機関第一係長	安藤	卓也

4. 議題

○報告案件

議題1 第326回ILO理事会について

- 1) 政府からの報告
- 2) 意見交換

○協議案件

議題2 未批准条約について

- 1 第111号条約（差別待遇（雇用及び職業））
 - 1) 政府からの説明
 - 2) 意見交換

2 第 183 号条約（母性保護）

- 1) 政府からの説明
- 2) 意見交換

5. 議事要旨

議題 1：第 326 回 I L O 理事会について

勝田総括審議官（国際担当）からの挨拶、山田統括調整官からの出席者紹介に引き続き、政府側より第 326 回理事会の概要報告がなされた。

（労働者側）

ミャンマーにおける強制労働廃止に向けた取組のフォローアップに関する議論では、労働者側は、特にミャンマー国内における結社の自由が整っていないと考え、結論文書案に強制労働廃止だけでなく、結社の自由の促進についても盛り込むよう修正案を提出し、審議の結果、当該修正案に基づき採択された。

（使用者側）

個別案件のうち、今回終結となったフィジー案件について、審査委員会が設置されなかったことは良い結果であった。しかし、今回のミャンマー案件のように、案件終結後に追加の指摘がなされる場合もある。I L O は、フィジー案件の実質的な解決に向けて、今後も監視の体制を継続する必要があると考えており、本件は完全には終結していないと感じている。

議題 2-1 第 111 号条約

政府側から資料に基づき、説明を行い、その後意見交換が行われた。

（労働者側）

- ・ 「第 4 次男女共同参画基本計画」でも、I L O 条約は、第 111 号条約を含め第 175 号、第 183 号、第 189 号について具体的な検討に着手することとされている。検討状況についてお聞かせ願いたい。
- ・ （母体保護のための規定である）妊産婦の就業制限の規定もこの条約における「差別」に該当するののか。条約内容と抵触すると考えられる法令について具体的な精査を進めていかなければ批准できないままである。
- ・ この条約については、まず批准してから国内法制を担保してもよいのではないか。

(使用者側)

- ・ 韓国でも小中学校の教員について政治的行為を禁止しているが、ILOから条約違反であると指摘されている。この点について、ILOは、厳しく対応していると感じている。
- ・ ILOは職場内での政治活動を含め、労働者に広範な政治活動の自由を認めており、日本としては批准に向けてのハードルが高い。
- ・ ILOは、この条約に関して、政府が職場における差別解消に向けての方針を決定し、その整備に向けた政策等の措置を講じることにより、批准は専門家委員会からの指摘を受け可能であると述べている。しかし現実には制度が未整備の状態での批准したことにより、その後の対応に苦慮している国々が多くあることを認識してもらいたい。

(政府側)

- ・ ILO第111号条約の検討状況については、具体的にいつまでに何をするかということは決まっていないが、条約の構成、問題点について再整理しているところ。ただし、公務員等の政治的見解に対する制限については、重い課題となっている。我々としては、批准した後で、色々と言われることのないようにしなければならない。
- ・ ILOは、母性保護についても拡大解釈してはならないと述べており、日本の国内法における母性保護規定が、このILO条約における「性差別」に該当する可能性がある。
- ・ 昭和28年の閣議決定により、日本は、他国以上に条約の批准にかかる国内法制の整備という点が強く求められている。

議題2-2 第183号条約

政府側から資料に基づき、説明を行った後に後意見交換が行われた。

(労働者側)

- ・ ILO第183号条約では、第10条において、「哺育のための休憩又は一日の労働時間の短縮が認められている期間、当該哺育のための休憩の回数、当該哺育のための休憩の長さ及び一日の労働時間を短縮する手続は、国内法及び国内慣行によって定められる。当該休憩又は一日の労働時間から短縮された時間は労働時間として算定され、また、その算定に従って報酬を与えられる。」と規定しているが、哺育のための休憩又は一日の労働時間の短縮が認められている時間のいずれかが保障されていれば、条約が求める

内容を担保できると考えて良いのか。また、労働基準法上の育児時間の規定を改正して、有給とすれば、条約を批准できるのか。

- ・ 直近ではスイスが批准しており、哺育時間の有給化については法律より下のレベルで規定しクリアしたと聞いている。研究を進めるべき。
- ・ 批准に向けての障害はまだあるが、政労使3者が批准に向けて合意しやすい条約だと考えており、懇談会やそれ以外の場所でも協議を継続して頂きたい。

(使用者側)

- ・ ILO第183号条約第10条に規定されている、哺育時間を有給とする改正さえ行えば、この条約を批准できるかという点について、使用者側としては検討をしたこともないので、分かりかねる。
- ・ 既批准国には、いわゆる先進国が少ないが、何か理由があるのか。

(政府側)

- ・ 育児介護休業法の賃金保障及び哺育のための休憩について、どちらかをカバーすれば足りるのかどうかについては、この条約が2000年にできた比較的新しい条約ということもあり、ILOからの見解が示されていない。
- ・ 労働基準法上の育児時間について、有給にするという改正が行われれば、担保できる可能性はあるが、ノーワーク・ノーペイの原則と齟齬が生じてくる可能性がある。
- ・ イタリア、オランダ、スイス批准しているが、イギリス、フランス、スウェーデン、スペインは批准していない。その理由については、調べてみたい。

2016年9月16日 第27回ILO懇談会議事要旨

1. 日時：2016年9月16日（金） 10：00～12：00

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室（19階）

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田 高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	村上 陽子
日本労働組合総連合会総合国際局長	吉田 昌哉

（2）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部参事	松井 博志
日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹	布山 祐子
日本経済団体連合会国際協力本部主幹	野村 良寿

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際労働担当）	勝田 智明
厚生労働省大臣官房国際課長	大鶴 知之
厚生労働省大臣官房国際課統括調整官	秋山 伸一
厚生労働省大臣官房国際課海外情報室長	吉村 紀一郎
厚生労働省大臣官房国際課長補佐	西川 誠明
厚生労働省大臣官房国際課国際労働機関第一係長	山崎 博子

4. 議題

（1）第105回ILO総会の報告

（2）2016年年次報告について

○ 第105回ILO総会の報告について

政府側から、資料に基づき説明を行い、その後意見交換が行われた。

（労働者側）

本年の総会は2週間で慌ただしかったが、全体を通しては成功したと思う。三者構成主義に基づく社会対話の難しさとともに、大切さを改めて示した総会であった。グローバル・サプライチェーンの議論では、当初は労使の認識の隔たりが大きかったようだが、短い期間の中で結論文書の採択に至ったのは、コンセンサスを得るために三者がそれぞれ緊張感を持って

取り組んだ結果であると考え。今後も、取り組むべき課題は多いが、それぞれの課題に対処するためには、ILOの三者構成主義を貫いていくことが重要である。

○ 2016 年年次報告について

はじめに、使用者側から、労使に対する意見聴取日程や意見内容など年次報告のあり方について懸念が示された。

続いて、政府側から、資料に基づき説明を行い、その後意見交換が行われた。

【第 100 号条約について】

(労働者側)

- ・ 労働基準法第 4 条については、差別の範囲が限定的であるため、例えば格付け、職種、雇用形態（雇用管理区分含む）によって生じる男女間の賃金格差に対応できておらず、直接差別、間接差別が残存している。また、労働監督による男女間賃金格差の是正が十分に機能していない実態がある。また、労働基準法第 3 条では、性差別についての規定がない。現行の労働基準法では、男女間賃金格差を是正していくことが難しい。
- ・ 現在、政府では、同じ雇用形態間での同一労働同一賃金についての議論をしているが、これでは第 100 号条約の精神に基づく、男女間賃金格差の是正には貢献できない。
- ・ 地方自治体の臨時・非常勤職員は、同じ職種・職務であっても自治体ごとに任用根拠がバラバラであり、政府は実態把握を行うべき。
- ・ 均等法指針の性差別の判定が雇用管理区分内という仕組みを廃止するべき。
- ・ 現在の男女間賃金格差が、結婚や出産時点で夫婦のどちらかが離職しなければならなくなった場合にどちらが退職するかという選択を事実上決めてしまっている。数値的な差は徐々に縮まっているとのことだが、より一層の取組が必要である。

(使用者側)

- ・ 年次報告において、あたかも長時間労働に応じることを労働者に求める企業制度があるかのように読める記述は削除されたい。
- ・ 基本的に第 100 号条約は、労働基準法第 4 条で担保できていると考えている。性別については、自分の努力で変えることができない。そのため、自分の努力で変えられる区別とは異なる扱いがされているのだと考えている。

(政府側)

- ・ 厚生労働省では、「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」を開催しており、今後の取組が是正に資するものではないかと思っている。
- ・ 昇進に関しては、女性活躍推進法が施行され、着実に実施していくことが必要。
- ・ 一億総活躍の観点から、我々は女性が活躍できる社会を作っていくというスタンスである。女性活躍推進法はまさにその観点から重要である。
- ・ 使用者側の年次報告へのご意見については、ご反映させていただく。

【第 122 号条約について】

(労働者側)

- ・ 若者の雇用については、若者雇用促進法が成立したが、より一層の取組を進めていく必要がある。
- ・ 年次報告では、非正規労働者の正社員転換の促進の結果として、実際に制度を利用し、正社員に転換した者の人数を記載しているが、非正規労働者の全体の人数も記載すべきではないか。
- ・ 女性の雇用対策を進めているが、性差別の判定が雇用管理区分内という仕組みを廃止するべき。
- ・ 高齢者雇用については、もっと指導を強化するべき。
- ・ 先進国でこの条約の適用が問題となり、個別審査されるケースが続いている。ガバナンス条約でもあり、日本でも国内適用に問題があるという指摘を受けることのないよう、しっかり取り組まなければならない。

(政府側)

- ・ 我が国は、非正規労働者が正規労働者に転換するための様々な対策を取っている。不本意非正規労働者の人数・割合という点では減っているかと思う。今度とも、新卒、若者応援ハローワークによる取組等により、転職、キャリアアップへの支援を進めてまいりたい。

【第 131 号条約】

(労働者側)

- ・ 最低賃金と生活保護額を比較する上で、考慮するデータが不十分。
- ・ 最低工賃については、据え置かれており、引き上げが必要ではないか。
- ・ 労働基準監督官の人数が十分ではないため、増員が必要。

(政府側)

- ・ 最低工賃については、一定の成果に対する報酬であり、最低賃金と同様に引き上げるということはなかなか難しい。
- ・ 最低工賃は、一定の地域において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公労使の委員からなる地方労働審議会の調査審議を得て決定されるものである。
現在、家内労働者を取り巻く環境は厳しく、地方労働審議会の議論の結果、最低賃金の引き上げに合わせた見直しを行わなかったとしてもやむを得ないものと考えている。
- ・ 労働基準監督官の数は 2012 年から連続して増加している。なかなか人数を増やすことが厳しい中で、最大限定員の確保に努めている。

【第 156 号条約】

(労働者側)

- ・ 育児介護休業法の改正より、一部の有期契約については、処遇要件が緩和されたものの、なお、有期契約労働者については一定の取得要件がある。全ての労働者を育児休業の対象とすべき。
- ・ 介護休業の日数の上限は、93日となっているが、1年に延長すべきである。
- ・ 男性の育休取得の促進について、一層の取得促進が重要である。

(政府側)

- ・ 育児介護休業法の改正により、育児休業の取得要件を緩和した。今後、この推移を見守りながら、きちんと施行できるよう、周知徹底を図って参りたい。
- ・ 介護休業の趣旨は、労働者が全ての介護を担うためのものではなく、介護体制を整えるための準備を行うためのもの。従来1回しか取得できなかったが、それでは使いにくいということで、今般制度改正を行い、分割取得を認めたところ。

【第181号条約】

(労働者側)

- ・ 民間職業紹介事業所については、求人と実際の労働条件が違うといったトラブルがあり、また、インターネット上の職業紹介のような職業安定法制定時には想定していなかったサービスも多数ある。これらに対して、求職者保護の観点から規制が必要。
- ・ 労働者派遣法の改正が、真に労働者保護に資するものなのかどうか検証していかないといけない。

(政府側)

- ・ 労働者派遣法の改正の状況も見ながら、引き続き働き方改革を進めてまいりたい。

2017年3月3日 第28回ILO懇談会議事概要

1. 日時 2017年3月3日(金) 1000~1200

2. 場所 厚生労働省共用第14会議室(12階)

3. 出席者(敬称略)

(1) 労働者側

日本労働組合総連合会参与	郷野 晶子
日本労働組合総連合会総合男女平等局長	井上 久美枝
日本労働組合総連合会総合国際局長	吉田 昌哉

(2) 使用者側

日本経済団体連合会労働法制本部長	輪島 忍
日本経済団体連合会国際協力本部参事	松井 博志
日本経済団体連合会国際協力本部主幹	野村 良寿

(3) 政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官(国際労働担当)	勝田 智明
厚生労働省大臣官房国際課長	大鶴 知之
厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官	秋山 伸一
厚生労働省大臣官房国際課国際労働・協力室長	吉村 紀一郎
厚生労働省大臣官房国際課長補佐	西川 誠明

4. 議題

- 1 ILO懇談会開催要綱の変更について
- 2 未批准条約について
 - (1) 第111号条約(差別待遇(雇用及び職業))
 - (2) 第175号条約(パートタイム労働)

○ ILO懇談会開催要綱の変更について

政府側から、資料に基づき説明を行い、その後意見交換が行われた。

(労働者側)

ILO懇談会は、効果的な協議を行うためにこの懇談会を開催するものであり、かねてより、より効果的にするために、まず懇談会を公開して欲しいと主張している。今日のように未批准条約について労使等で率直に議論をするのであれば、そういった障害はないものと考えて

いる。公開が難しい場合でも、議事要旨ではなく、議事録を公開して欲しい。公開できない部分は削って結構なので、議事録をホームページに公開して欲しい。

この懇談会の回数を年2回ではなくて、増やして欲しい。

(政府側)

我々としては、正にご指摘のように効果的な協議を行うために、事前に労使それぞれのご意見を伺いながらやっているところである。2点ご意見を伺った。1つは公開すべきではないかというご意見だが、そこは政労使で議論が必要だと考えている。未批准条約の論点には様々な細かいものもあるので、論点を公開して大丈夫なのかという点等について、労働者側の意見だけではなく、政府側、使用者側でも検討をする必要がある。

次にILO懇談会の回数についてだが、労働者側にとっては何回か指摘されているものだと思うが、未批准のものと年次報告と年2回開催というのは、一定の合理性があるものだと思う。回数を増やすとしたら何について議論するのか等、今後の検討が必要である。

(労働者側)

公開については、政労使で検討するという答えがあったので、積極的に早めに私たちが望んでいることを実現する方向性で検討を続けてほしい。

○ 未批准条約について(1) 第111号条約(差別待遇(雇用及び職業))

政府側から、資料に基づき説明を行い、その後意見交換が行われた。

(労働者側)

去年と今年の説明の違い、進展があるのか無いのか、その点をご教示いただければと思う。また174か国が批准しているということだが、全ての国がこの条約に課されていることを完全な形でクリアしているとは考えにくい。全体的な流れを教えて貰いたい。

(政府側)

昭和28年の閣議決定により、条約の批准に当たり立法措置が必要な場合は先に立法を行うということになっている。また、各国はこの条約を目標と捉えているのか、きちんと実施するということを求めているのかというご質問があったが、我が国の立場としては、きっちりと批准前に立法措置を行うという態度を取っている。

(労働者側)

女子差別撤廃条約の批准と男女雇用機会均等法の制定の前後関係はどうだったか。日本の場合も、国内の立法措置が整った後に批准をしているわけではないのではないかなと思うが。

(政府側)

ご質問のあった箇所は、ILO条約に限らず、事前若しくは同時に国内法の整備が必要なのであれば整備するという日本の立場を記したもの。女子差別撤廃条約との関係は、手元になるので分からないが、その時の政府の立場からすると、きちんと立法措置をしていくということであったと考えている。

(労働者側)

先進国で批准していない国はほぼないという恥ずかしい状況になっている。政府として、今後何年間のうちに批准したいというような具体的なロードマップはあるのか、具体的な考

え方を教えてもらいたい。

(政府側)

今のところ具体的なロードマップは持ち合わせていない。先進国では我が国とアメリカが未批准で、全体的に見ても十数カ国が未批准の状況である。他方、中核条約に入っている、第105号条約、第111号条約ともに批准をしたいという気持ちはあるが、これまでの個別審査において、韓国のように教育に関わる公務員について批判がされている現状を鑑みると、ロードマップなどが作成できない状況にある。引き続き労使のご意見を伺いながら、検討していきたい。

(労働者側)

今の回答に関してだが、2015年の12月に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されていて、その中の第12分野において、未締結の条約等に関する検討があり、具体的な検討に着手するとある。具体的な検討というのはどういうことをしているのか。今の政府の現状について、ご説明願いたい。

(政府側)

ILO懇談会の場等を通じて、課題の整理等をしているところである。

(労働者側)

1996年のジェネラルサーベイでは、日本政府が、民間使用者が社会的出身により労働者を差別する傾向があることを認識したうえで、適切な措置が採られつつあると報告したことが記載されている。部落差別のことを言っていると思うが、現在では、社会的出身による差別を禁止する法整備はなされているというようにお考えか。

(政府側)

採用の段階であれば、性別の差別のみが禁止されているが、それ以外の部分では、職業安定法第5条の4で、業務の目的の達成に必要な範囲外での情報の収集、使用はできないというようになっている。直接的に採用時の均等待遇を規定し、担保しているものではなく、完全にクリアしているものではないと考えている。

(労働者側)

第2条では、「宣言し、促進することを約束する (undertake)」とある。条約上の義務の書き方としては珍しい言い方で、普通は「しなければならない (shall)」だと思う。この違いについてはどのように考えているか。

(政府側)

資料2-2であるが、条文は約束しますとなっていて、(a)で労使の皆さん協力を求めると、そして(b)は適当とされる法令を制定し教育計画を促進すると、さらに(c)が、両立しない法令については廃止あるいは修正するとある。3条の(a)(b)については、progressiblyに促進することができると、一方、(c)については、そのような整理がなされていない。

(使用者側)

2012年の専門家委の委員長であった横田先生は、3条(c)については、きちんと立法措置を取った上で、批准するという立場をとっていらっしやった。

(労働者側)

誤解して欲しくないが、批准しても適当にやって良いと言っている訳でない。条約の2条・3条の実施について2012年のジェネラルサーベイの734-735パラで書かれているのも、政府に裁量を与えられているのであるから、まず条約を批准して、それから差別を無くすよう取り組んで行きましょうということ。これは横田先生のご見解と一致していると思う。

(使用者側)

今年の専門家委の委員会のレポートを読むと、一旦、個別審査案件として載ってしまうと、継続的に審査されることになるため、使用者側としては十分慎重にならざるを得ないということだけ、申し上げておく。

(労働者側)

吾郷先生は、雑誌の記事の中で、今完璧に国内法で担保していなくても、批准をすることは可能である、条約の内容の実施について努力をしているのであれば、条約の要請は満たしていると言っているとおっしゃっている。国内法の整備のことを言っていると半永久的に批准をすることはできない。このことについて、どのように考えるか。

(政府側)

現在法律が無い分野については、漸進的で良いが、現在ある法律が条約の内容に反している場合、直ちに直さなくてはいけない。これを全部修正できる状況にあるかどうかということが、批准できるかできないかということになる。これは労働側の意見だけで解決できる問題だけではない。

○ 未批准条約について (2) 第175号条約 (パートタイム労働)

政府側から、資料に基づき説明を行い、その後意見交換が行われた。

(労働者側)

第10条の部分の説明をしていただいたが、「適当な場合には」と枕言葉がついている等、法的に厳格な定めが必ずしも求められていないのではないか。日本の場合、パートタイムからフルタイムへ移行する制度はあるけれど、フルタイムからパートタイムへ移行する制度は無いという話があったが、日本では正社員がパートタイムになるというケースが現実的に中々無いという実態を踏まえれば、第10条は厳密な規定と読み込むことはできないのではないかと考えるが、どのようにお考えか。

(政府側)

「適当な場合には」の部分であるが、おっしゃるような解釈もあるかと思うが、現時点では、両方の転換の措置が用意されていることが必要であると考えている。

(労働者側)

正社員でも育児のために短時間勤務をしている人もいる。少し広い概念をとっても良いと思う。

(政府側)

専門家委で、テーマを決めてレポートにまとめている。今回は労働時間がテーマのため、パートタイムを含めてジェネラルサーベイが出るだろう。それらを参考にしながら、引き続

き検討していきたい。

(使用者側)

情報提供であるが、グアテマラが3月1日にこの条約を批准したそうだ。グアテマラは、専門家委報告に多くの案件が載る国であることは覚えておいて欲しい。

(労働者側)

第1条の(c)の3に「同一の活動部門 (same branch of activity)」で雇用されているとある。これを「同一の産業」ととらえると範囲が広がりすぎるのではないか。オランダ等批准国が、「活動部門」をどのように解釈して批准をしているのか、伺いたい。

(政府側)

把握していない。原文を訳すと部門、産業分野と言うことになる。

(労働者側)

特定最賃でカバーする範囲ということでは、できないのか。

(政府側)

そこまで特定最賃がカバーをしているかということが問題となる。また、同じ特定最賃が適用されているとしても、正社員とパートタイム労働者で賃金は実質的に異なる。

(労働者側)

2015年の第4次男女共同参画計画にも批准に向けて検討するとされている。この間どのような検討がなされてきたのか。

(政府側)

同一労働同一賃金に向けた検討会、働き方実現会議等で議論されていると思う。

(労働者側)

働き方改革等の議論によって国内法が変わっていく時が批准のチャンスであると考えている。

また、我々の関係組織も、どのILO条約が未批准なのか等について冊子を作って、組合員に配布している。私も実際、厚生労働省に要請に来ている。10年経っても批准の状況が変わっていないというのはいかがなものかと思う。1つでも前に進むような取組をお願いしたいと思う。

(政府側)

批准が難しいものと、技術的な問題をクリアすれば何とか批准ができそうなものもある。第111号条約よりも第175号条約の方が射程が狭く、批准の課題を明確にしやすいため、検討が進む可能性がある。これらのことも踏まえ検討を進めて参りたい。

(使用者側)

おそらく、今年4月以降、パートタイム労働法の議論が大きなものになると思う。その中でできることとできないものがあるだろう。労働政策審議会での議論になると思うが、私たちとしても真摯に議論に取り組みたいと考えている。

以上

第 29 回 ILO 懇談会議事概要

○ 日時 平成 29 年 8 月 7 日（月）13:00～（2 時間程度）

○ 場所 三田共用会議所大会議室

○ 議題

- 1 ILO 懇談会開催要綱の変更について（報告）
- 2 第 106 回 ILO 総会の報告
- 3 2017 年年次報告について

○ 議事

1. ILO 懇談会開催要綱の変更について（報告）

事務局より、ILO 懇談会開催要項の変更について、報告が行われ、労使から了承された。

- 2 第 106 回 ILO 総会の報告

政府側から、資料に基づき説明が行われた。

- 3 2017 年年次報告について

政府より年次報告の内容について説明が行われた。その後、労働者側、使用者側から、政府が提出する年次報告に関する意見を総括的に述べた後に、意見交換が行われた。

【労働者側からの総括意見】

○ 第 19 号条約について

労働者災害補償制度については、2012 年に指摘したが、外国人労働者に関して問題がある。

外国人労働者の労働災害は増えているので、防止対策と確実に補償を行うこと、及び外国人技能実習制度については、外国人技能実習法が本年 11 月から施行されるので、制度の適正化が必要である。

○ 第 27 号条約について

以前から提出してきた意見と基本的に変わりはないが、海上輸送分野では、荷崩れ等の事故が発生しており、その 1 つの要因として、重量測定・重量表示に問題があるのではないかと懸念されている。

海上コンテナに関する安全輸送ガイドラインが策定されているが、依然として事故が多く発生している状況を踏まえ、本条約に基づき、海上コンテナ安全輸送に関する法制化を行い、海上コンテナに対する貨物重量記載や重量情報の伝達を義務づけることなどが必要ではないか。

○ 81号条約の労働監督に関する条約について

2016年のオブザベーションで指摘されている、福島第一原子力発電所の廃炉作業の労働災害について、廃炉作業は長い時間がかかるので、その労働安全対策をしっかりとっていただきたい。作業に携わる本人はもちろん、その家族を含めたメンタルヘルスについても、対策が必要である。

また、廃炉作業に関する監督結果については、違反率は少し減少しているような記載があるが、違反件数自体は増加しており、一層の指導監督の強化が必要である。従前から申し上げてきたことだが、労働基準監督官の人員の確保、及び、労働基準監督機関の体制整備をしっかりとっていただきたい。

○ 第87号条約と第98号条約について

公務員制度全般について、これまで結社の自由委員会及び条約勧告適用専門家委員会が日本政府に対して繰り返し指摘してきた課題は、全て未解決であることを強く危惧している。また、指摘された課題について、政府が解決に向けた真摯な検討を行ったことはなく、これは国際社会、そしてILOへの日本政府の責任と義務という観点から、極めて重大な課題であると考えている。

独立行政法人制度は、行政改革の一環として中央省庁から現業・サービス部門を切り離す目的で創設されたものであり、結果として民間労働者に適用される労働組合法の適用または近似した労使関係制度へ移行したに過ぎず、政府報告が指摘するような労使関係制度の改善を目的とするための措置ではない。

消防職員に対する団結権の付与については、消防職員の団結権を否定するための論拠として繰り返されてきた、1 指揮命令系統や部隊内の信頼関係への影響、2 消防任務への支障と地域住民との信頼関係への影響、3 消防団との連携や信頼関係への影響、4 第87号条約第9条の限定的な方法により定められるべき唯一可能な例外である警察との関係等、5 緊急消防援助隊の活動、6 燃焼危険性化学物質や有害物質及び細菌類等に対応する体制整備、7 大規模災害の際の人命救助における警察・自衛隊等の協力等は、全て職務上の問題であり、結社の自由とは全く無関係である。

刑事施設職員に対する団結権の付与については、前回の条約勧告適用専門家委員会が、政府に対し、「消防職員と刑務官に団結権を保障することを視野に入れて講じられた、または構想されている措置を示すよう要請する」との指摘を

しているにもかかわらず、その指摘以降も政府において、刑事施設職員の団結権問題に係る具体的な検討は何ら行われていないことを喚起する。

公務員の争議権については、44年前の最高裁判所判決（1973年4月）において（判示された）公務員の争議権禁止を合憲とする論証の一つである代償措置論に固執しているのは、極めて問題がある。特に同判決は、公務員の集団的な行動権に関して十分な代償がなされているという無理な前提に立っていることを改めて指摘する。

公務員制度改革については、2014年の「国家公務員法等改正案」の審議・成立時及び2016年の「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の審議・成立時に、衆参両院の内閣委員会の付帯決議において「職員団体との意見交換を行い、合意形成に努めること」を政府に課しているが、国家公務員制度改革基本法第12条の自律的労使関係制度の確立に関する協議は、政府側の不作為と形式的な対応により、何ら進展に至っていない。

適切な代償措置に関しては、1 代償機関である人事院は、独立・中立性を前提とした組織基盤でなければならないものの、使用者たる政府側の意向に沿うことを余儀なくされるという現実的な限界があること、2 人事院勧告の具体的実施について、労使関係の一方の当事者であり、使用者でもある政府の裁量に委ねられること、3 給与・勤務条件の法定主義により、その変更等について法律改正を要することから、国会における多数派である与党そして議院内閣制の下、与党により構成される政府に実質的な人事院勧告の可否の判断が帰属しているなど過度な立法裁量があること等、の問題を改めて指摘する。

職員団体登録制度は、組合の自主的活動の保障と自主決定原則を否定し、事前の許可なしに団体を結成するという権利を否認するものであり、何らの措置がはかられることなく、また改善に向けた検討も一切行われることもないまま、課題が放置されている。

在籍専従制度は、団結権の重要な内容をなす役員選任の自由を侵害してきたものであり、廃止または改善が講じられることなく放置されていることは問題である。

管理職員の範囲については、使用者側の一方的承認申請に対し、職員団体の意見や同意を求めることなく、第三者機関が決定するという現行制度は問題がある。

臨時・非常勤の地方公務員に関する制度改革については、政府は2017年3月7日、第193通常国会に「地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律案」を提出し、当該法案同年5月11日に可決・成立した。この法律改正は、喫緊の課題である常勤職員との処遇格差の是正を優先化したものと思慮するところ、改めて、全ての公務員の労働基本権回復が一刻の猶予もない課題であることを

指摘する。

98号条約第6条の解釈について、政府は一方的解釈に基づき、単に「公務員」として労働基本権制約の一律的制限を正当化しており、このことに対する批判は、過去の政府報告に対する意見において指摘してきたところであるが、繰り返し条約勧告適用専門家委員会における留意を求める。

働き方改革実行計画と公務員の団体交渉権について、公務員の団体交渉権を否定したままでの長時間労働の是正は、罰則の適用が予定される民間労働者との間で時間外労働の規制に関する著しい制度的格差が生じるとともに、公務における効果が得られないばかりか、現実的にそれに影響する民間労働者等への波及など、社会的な意義をも喪失しかねないと考えている。

林野部門の国家公務員の団体交渉権について、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案」は成立した一方で、「国家公務員制度改革関連4法案」が廃案となったため、国有林野事業職員の労働協約締結権の適用が除外されるという、重大かつ看過できない権利の後退と侵害を余儀なくされたものであると認識している。

派遣労働者の派遣先会社との団体交渉については、派遣労働者が団結し、派遣労働者の労働条件の実質的な支配力・影響力を有する派遣先事業主と団体交渉を行うことが必要不可欠であるという認識である。

公務員制度についての87号・98号についての意見は、これまでと基本的に同じである。政府は毎回同様な報告だが、消防職員については1973年から条約勧告適用専門家委員会、2002年から結社の自由委員会で指摘を受け続けていることも踏まえた前向きな検討をお願いしたい。海外では公務員に労働基本権を与えている国の事例がかなりあることも踏まえるべき。消防職員について、政府は、「団結権の付与は、結果として指揮命令系統や職場のチームワークにゆがみをもたらしかねない」と報告しているが、日本の労使慣行からいって民間ではまず生じない。職務の特殊性という観点もあるかもしれないが、むしろ団結権を付与することによって職場のチームワークなどが円滑になるという考え方もある。

○第102号条約について

雇用保険の国庫負担金が引き下げられたままであることについて懸念を有している。

また、資料3-6の5ページの短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に関して、限定的であった2012年改正による適用者が2016年改正でどれだけ増えたか、今回の報告では明らかではない。連合は、すべての雇用労働者への社

会保険の完全適用に向けて、社会保険の適用要件を引き下げることが必要と考えている。

○第 115 号条約について

緊急作業に従事していなくても一定量以上の放射線に被曝した労働者は、長期的な健康管理の対象とすることも必要ではないか、また、廃炉作業に従事するすべての労働者は離職後も含めた被曝線量管理の対象としていただきたい。

○第 121 号について

資料 3-8 の 5 ページの第 26 条の労働災害について、報告では死亡者数の実数を記載しているが、必ずしも休業 4 日以上之死傷災害の数ということではないと思う。ILO から求められている報告内容として、どちらを報告するのが適切なのか。

また、外国人労働者の問題については先ほど申し上げたが、派遣労働者の労働災害死傷者数が増えているので、その部分は報告に記載すべきではないか。

○第 159 号について

2015 年の専門家委員会のオブザベーションに対する回答に関して、企業における障害者雇用数は増えており、実雇用率も向上しているが、法定雇用率が未達成である企業が依然として多く、障害者を 1 人も雇用していない企業が 6 割近くある。また、来年度から法定雇用率を引き上げるということで、政府としての障害者雇用の取り組み強化が必要である。

また、障害者福祉については障害者差別解消法が施行されているが、合理的配慮は努力義務であり、紛争解決機能が未整備であるため、取組を進める必要がある。

【使用者側の総括意見】

○今回提出された 81、87、98 号の 3 点についてコメントする。

まず第 81 号条約、労働基準監督署について、過重労働の防止に向けた監督指導の強化や労使からの相談への対応をしているということで、私どもとしても敬意を表したい。今後、労働時間制度や同一労働同一賃金を踏まえた労働条件に関する法改正が見込まれており、労働基準監督署には、適切かつ統一的な監督指導を通じた労働関係法令の遵守の促進を期待する。監督官ごとに違うというバラバラな対応は止めていただきたい。また、ICT 等の活用により、労働基準監督業務の効率化、コスト削減を積極的に進めることも大切である。

○第 87 号条約の 2014 年条約勧告適用専門家委員会からの意見に関して、自律的労使関係制度については、いまだ国民の理解を得られておらず、引き続き職員団体等の意見を伺いながら慎重に検討するという日本政府の考え方を使用者側としても支持する。

○消防隊員、刑事施設職員の団結権については、慎重に検討していく必要があるという日本政府の考え方を支持する。刑務官は警察職員と同様に ILO 第 87 号条約 9 条にいう「警察」に含まれるとする日本政府の見解を支持する。ストライキ権を制限されている者のための代替措置として、人事院は労働基本権制約の代償措置として十分に機能しているという日本政府の考え方を支持する。民間航空会社の整理解雇案件については、日本では労働委員会制度や訴訟制度によって民間の紛争事案は適切な処理が図られていると考えている。

○第 98 号条約については、第 87 号条約と同様であるため、コメントは差し控えていただく。

【意見交換】

○（使用者側）時間が無いのであまり意見をいいませんが、まず連合にご理解いただきたいのは、結社の自由委員会でのレコメンデーションも、条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションも、ノンバインディングであるという事実は良く理解していただきたい。

○（労働者側）条約勧告適用専門家委員会の意見や結社の自由委員会の勧告が法的には非拘束な性質であることは理解しているが、原点に戻ってなぜ ILO があるのかということを考えていただきたい。法的に拘束されないから ILO の指摘には従わなくていいのだということではなく、それを指標として取組を進めていくことが求められているのではないか。消防職員については、連合で調査を実施した際、団結権を認めることに賛成の意見が過半数であり、反対はごく少数だった。このようなデータに基づき合理的に取組を進めていく。

○（政府側）では以上をもちまして、第 29 回 ILO 懇談会を終了いたします。

平成 27 年 8 月 28 日

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線) 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第 12 回 ILO 海事協議会の概要について

国土交通省海事局は、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、ILO 第 144 号条約に基づき、政府、使用者及び労働者の代表者による「第 12 回 ILO 海事協議会」を開催いたしました。

1. 日 時

8 月 26 日（水）14:00～16:00

2. 場 所

中央合同庁舎 3 号館 10 階 海事局第 6 会議室

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合政策局長、同国際局外航部長、同国内局国内部長

(2) 使用者代表

一般社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会審議役、一般社団法人大日本水産会事業部部長（代理出席）、一般社団法人日本旅客船協会労海務部長

(3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同雇用対策室長、同労働環境対策室長、同国際業務調整官、同課長補佐、安全政策課船舶安全基準室長
[オブザーバー] 水産庁漁政部企画課課長補佐（漁業労働班長）

4. 会議の概要

(1) 2015年 ILO 年次報告^(※) 関連について

事務局から本年の年次報告の内容を説明いたしました。

※ILO 憲章第 22 条に基づき、ILO 加盟国に対し、批准済みの条約に関し、国内の担保措置・運用状況等を定期的に報告する義務が課せられているもの。

本年、ILO 事務局より提出を求められている 15 条約のうち、本協議会の対象となるのは、○を付した海上陸上の労働に共通する条約 8 本、及び◎を付した海上労働に関する条約 1 本です。

- 電離放射線からの労働者の保護に関する条約（第 115 号）
- 機械の防護に関する条約（第 119 号）
- 就業が認められる最低年齢に関する条約（第 138 号）
- 国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約（第 144 号）
- 石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）
- 民間職業仲介事業所に関する条約（第 181 号）
- 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第 182 号）
- ◎2006 年の海上の労働に関する条約
- 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第 187 号）

上記条約のうち、2006 年の海上の労働に関する条約については、本年が初回の報告であり、初回報告については所定の報告様式の質問について逐条毎に国内の担保措置・運用状況等について報告する必要があります。主な報告事項は以下のとおりです。

[船舶において労働する船員に関する最低限の条件]

- ・船員の最低年齢：16 歳
- ・健康証明書の有効期間：色覚検査は 6 年、その他の検査は 1 年

[雇用条件]

- ・雇用条件の明示：雇用契約書の写しの船内備置
- ・船員の最長の労働時間：1 日あたり 14 時間及び 1 週間あたり 72 時間

[居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供]

- ・船員室の定員（旅客船等を除く）：1 名
- ・船員室等の高さ：203 cm

・船舶料理士の要件：船舶料理士試験に合格した者等

・船内において調理を担当する者の年齢：18歳以上

[健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護]

・船員のための陸上の厚生用施設の数：7

・船員に提供される社会保障：医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付

[旗国の責任]

・現在有効な海上労働証書の数：250（2015年5月31日現在）

・重大な海難に関する調査の数：3件（2014年8月5日～2015年5月31日）

[寄港国の責任]

・港で検査を行った外国船舶数：4,449隻（2014年8月5日～2015年5月31日）

・寄港国検査員数：143名（2015年3月31日時点）

また、その他の上記条約については、前回報告時（第144号及び第181号については2014年、第138号及び第182号については2012年その他については2010年）から変更・追加事項等があった場合は、その旨報告することとされ、主な変更・追加事項等は以下のとおりです。

《主な変更・追加事項等》※（ ）内は前回報告事項

[第119号] 全国の船員労務官の配置数

2015年：180人（2010年：179人）

[第138号] 船舶所有者に雇用される船員の最低年齢

2015年：16歳（2012年：15歳）

[第144号] ILO年次報告に関する協議

2015年：2014年8月27日にILO海事協議会を開催

（2014年：2012年8月8日及び2013年8月29日に開催）

[第162号] 船員労務官による監査で認められた安全衛生に関する教育及び訓練に係る船員労働安全衛生規則違反処理件数

2015年：14件（2010年～2014年）

（2010年：7件（2007年～2009年））

[第181号] 派遣船員として雇用されている船員の一日当たりの平均数

2015年：3,120人（2014年：3,098人）

[第182号] 年齢18歳未満の船員の危険な作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法違反処理件数

2015年：0件（2012年度～2014年度）

（2012年：0件（2010年度～2011年度））

[第187号] 船員災害防止計画における死傷災害及び疾病発生率の減少目標

2015年：5年間でそれぞれ13%及び10%（第10次計画）
（2010年：同21%及び18%（第9次計画））

（2）意見交換

2006年の海上の労働に関する条約に関し、2016年2月開催予定の第2回特別三者委員会に提案されている規範（コード）の改正事項について政府側より説明を行い、意見交換を行いました。

第13回ILO海事協議会の概要について

国土交通省海事局では、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、下記のとおり、政府、使用者及び労働者の代表者による、「第13回ILO海事協議会」を開催いたしました。

本協議会は、「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（ILO第144号条約）」に基づき、開催しているものです。

1. 日 時

8月22日（月）15:30～17:00

2. 場 所

中央合同庁舎3号館10階 海事局会議室

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合水産局長、同政策局長、同国際局外航部長、同国内局国内部長

(2) 使用者代表

一般社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会審議役、一般社団法人大日本水産会事業部部長、一般社団法人日本旅客船協会労働海務部長

(3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同雇用対策室長、同労働環境対策室長、同国際業務調整官、同課長補佐、安全政策課首席運航労務監理官
水産庁漁政部企画課課長補佐（漁業労働班長）

4. 会議の概要

○2016年ILO年次報告^(※) 関連について

2016年ILO年次報告関連について、事務局から本年の年次報告の内容を説明いたしました。

※ILO憲章第22条に基づき、ILO加盟国に対し、批准済みの条約に関し、国内の担保措置・運用状況等を定期的に報告する義務が課せられているもの。

本年、ILO 事務局より報告を求められている以下の条約 5 本のうち、本協議会の対象となるのは、※を付した海上の労働にも関係する条約 4 本です。

※同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第 100 号)
雇用政策に関する条約 (第 122 号)

※開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約 (第 131 号)

※家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第 156 号)

※民間職業仲介事業所に関する条約 (第 181 号)

上記条約について、前回報告時 (第 100 号については 2013 年、第 131 号については 2012 年、第 156 号については 2011 年、第 181 号については 2015 年) からの主な変更点は以下のとおりです。

[第 100 号]

2013 年度～2014 年度における船員労務官による船舶及び事業場の監査件数は 8,729 件、うち男女同一賃金の原則に係る違反は 0 件であった。

[第 131 号]

2012 年度～2014 年度における船員労務官による船舶及び事業場の監査件数は 13,751 件、うち最低賃金法に係る違反は 0 件であった。

[第 181 号]

派遣船員として雇用されている船員の一日あたりの平均数は 2,968 人であった。2014 年度における船員職業安定法違反処理件数は 8 件であった。